第８回田原市市民協働まちづくり会議　次第

平成２２年４月１４日（水）午後７時００分～午後９時３０分　田原市役所北庁舎３０２会議室

１．あいさつ

■市民環境部長

２．開　　会

(1) 事務局確認

(2) 委員自己紹介

３．議　　事

(1) 会長・副会長の選任について

(2) 市民協働まちづくり会議の経緯について（報告）

［資料１］市民協働まちづくり会議の経緯

(3) 各主体による市民協働の取組状況（報告）

［資料２］各主体の取組状況（委員連絡票）

［資料３］市の機関の取組状況

［資料３－１］市民活動支援センターの取組と運営体制

(4) 市民協働まちづくり事業の整理について

［資料４］まちづくり事業の協働体制の整理について

(5) 市民協働まちづくり事業補助制度の状況について

［資料５］平成２１年度市民協働まちづくり事業補助金実績

［資料６］市民協働まちづくり事業補助金応募の手引き

［資料７］市民協働まちづくり事業補助制度の状況

(6) 新規団体・人材養成活動支援制度について

［資料８］新規団体・人材養成活動支援制度（案）

(7) 市民提案型の委託制度について

［資料９］市民提案型の委託制度（案）

(8) 協働のまちづくりに関する意見・提案

「市民協働まちづくり方針ポケット版２００９」

４．そ　の　他

○ 第 9 回会議：10 月上旬予定

田原市市民協働まちづくり会議　委員名簿

（平成２２年４月　現在）

番号	職名	委員氏名	役　職　等	備　考
1	委員	永田（ながた）　みよ江（え）	－　（公募）　－	１号委員 （公募市民）
2	委員	小澤（おざわ）　美穂子（みほこ）	－　（公募）　－	１号委員 （公募市民）
3	委員	加子（かこ）　幸子（ゆきこ）	－　（公募）　－	１号委員 （公募市民）
4	委員	石川（いしかわ）　卓哉（たくや）	しみんのひろば運営委員	２号委員 （市民活動団体）
5	委員	渡会（わたらい）　清継（きよつぐ）	田原市総代会長	２号委員 （市民活動団体）
6	委員	山田（やまだ）　晃寛（あきひろ）	田原青年会議所理事長	２号委員 （市民活動団体）
7	委員	村上（むらかみ）　福男（ふくお）	大久保自治会（田原南部校区）	２号委員 （市民活動団体）
8	委員	酒井（さかい）　修（おさむ）	田原市ボランティア連絡協議会会長	２号委員 （市民活動団体）
9	委員	本多（ほんだ）　智映子（ちえこ）	田原市文化協会副会長	２号委員 （市民活動団体）
10	委員	中村（なかむら）　久世（ひさよ）	田原市体育協会会計	２号委員 （市民活動団体）
11	委員	平野（ひらの）　修一（しゅういち）	田原市商工会副会長	３号委員 （事業者の団体）
12	委員	中神（なかがみ）　享三（きょうぞう）	ＪＡ愛知みなみ専務理事	３号委員 （事業者の団体）
13	委員	彦坂（ひこさか）　雄三（ゆうぞう）	田原市議会副議長	４号委員 （市の機関）
14	委員	杉浦（すぎうら）　拡（ひろむ）	田原市市民環境部長	４号委員 （市の機関）
15	委員	鈴木（すずき）　誠（まこと）	岐阜経済大学教授	５号委員 （学識経験者）

【事務局】

市民環境部 **市民協働課**	課　長	渡邊澄子
	副主幹	鈴木嘉弘
	主　任	渡會俊也・廣中有香・渡邊敏彦

参　考

田原市市民協働まちづくり条例の概要

１．策定の経過

① 地方分権改革・各種の規制緩和による地域自治の自主自律が求められるなかで、この地域のまちづくりにおいても「市民参加・協働型自治の推進」が求められ、田原町・赤羽根町及び田原市・渥美町合併時に策定された新市建設計画において、この取り組みが位置付けられました。

② この新市建設計画を受けて、平成17年度から検討を開始した田原市総合計画策定に際して設置した『まちづくり市民懇談会』（市民79名・5部会）において、市民協働によるまちづくりのあり方を検討しました。

③ 市民参加と協働のまちづくりに関し、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民・事業者・団体の意識調査を実施し、各種市民活動の実態把握に取り組みました。

④ 市民参加と協働のまちづくりの基本的ルールを定めるため、平成19年7月（～12月）に『田原市まちづくり推進条例検討会議』を設置し、条例及び規則に規定すべき項目を検討しました。

⑤ 条例検討会議の検討結果を踏まえ、「田原市市民協働まちづくり条例」の案を作成し、田原市議会の議決を経て、平成20年3月26日に公布（制定）しました。

２．条例に定める項目

① 総則的事項（第1条－第7条）
② 協働促進の方針（第8条）
③ 市民参加と協働（第9条・第10条）
④ 市民公益活動の支援（第11条－第13条）
⑤ 地域コミュニティ団体（第14条－第18条）
⑥ 市民協働まちづくり基金（第19条）
⑦ 市民協働まちづくり会議（第20条）

３．規則に定める項目

① 地域コミュニティ団体の認定手続き（第2条－第5条）
② 市民協働まちづくり会議の運営（第6条－8条）

田原市市民協働まちづくり条例

平成２０年3月２６日　田原市条例第１号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本理念及び施策の基本事項を定めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市の機関の役割と責務を明らかにし、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

⑴ **総合計画**　将来都市像等の施策方針を掲げるとともに、それらを実現するための市民等及び市の機関の役割を定めた本市のまちづくりの指針をいう。

⑵ **まちづくり**　総合計画を実現する活動又はその他良好な地域社会を形成するための活動をいう。

⑶ **行政活動**　総合計画の実現において、市の機関の役割として実施する各種の活動をいう。

⑷ **市民公益活動**　市民等が、自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア　専ら直接的に利潤を追求することを目的とする活動

イ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

ウ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

エ　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

⑸ **市民参加**　行政活動に市民等が自主的に参加することをいう。

⑹ **協働**　市民等及び市の機関が、それぞれの役割と責務に基づき対等な立場で協力し、相互に補完し合うことをいう。

⑺ **市民**　市内に居住し、在勤し、在学し、又はその他まちづくりに関わる者をいう。

⑻ **市民活動団体**　市内で活動する地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体をいう。

⑼ **地域コミュニティ団体**　次に掲げる団体をいう。

ア　自治会　一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体

イ　校区　小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体

ウ　校区コミュニティ協議会　小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体

⑽ **事業者**　市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。

⑾ **市の機関**　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

（基本理念）

第３条　市民等及び市の機関は、それぞれの権利、義務及び役割を認識し、相互の理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するものとする。

（市民の役割）

第４条　市民は、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加するように努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

第５条　市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組むとともに、広く市民に理解されるように努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動を支援するように努めるものとする。

（市の機関の役割）

第７条　市の機関は、それぞれの権能の範囲において、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

第２章　協働促進の方針

（方針の策定）

第８条　市の機関は、第３条に定める基本理念に基づき、市民等と連携し、本市の協働促進の方針を定めるものとする。

第３章　市民参加と協働

（行政活動における市民参加と協働の実現）

第９条　市民等は、行政活動における市民参加と協働の実現に努めるものとする。

２　市の機関は、施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努めるものとする。

３　市の機関は、行政活動における協働の推進に努めるものとする。

４　市の機関は、行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。

（市民公益活動における協働の実現）

第１０条　市民等は、市民公益活動における協働の実現に努めるものとする。

２　市の機関は、市民公益活動における市民等の協働の促進に努めるものとする。

第４章　市民公益活動の支援

（活動環境の整備）

第１１条　市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備するものとする。

（情報の提供）

第１２条　市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力するものとする。

２　市の機関は、その保有する市民公益活動に必要な情報を提供するものとする。ただし、個人情報の保護に留意するものとする。

（その他の支援）

第１３条　市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。

第５章　地域コミュニティ団体

（地域コミュニティ団体の位置付け）

第１４条　本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。

（地域コミュニティ団体の責務）

第１５条　地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。

２　地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。

３　地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。

４　地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。

（市民等の責務）

第１６条　市民等は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努めるものとする。

（市の機関の責務）

第１７条　市の機関は、地域コミュニティ団体の振興施策を立案し、その実現に努めるものとする。

2　市の機関は、第１５条第４項の規定より集約された意見に配慮するものとする。

（地域コミュニティ団体の認定）

第１８条　市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第１５条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について、当該団体の申請に基づき認定する。

2　市長は、前項の認定について、地域コミュニティ団体が前項に定める要件を欠いていると認めたときは、これを取り消すことができる。

3　市長は、前２項の認定の状況を公表する。

4　前３項に関する手続きは、市長が規則で定める。

第６章　市民協働まちづくり基金

（基金の設置）

第１９条　市は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４１条の規定に基づき、市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進に必要な財源を確保するため、田原市市民協働まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

2　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

3　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

4　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第１項に定める目的のための経費に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

5　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6　基金は、第１項に定める目的のための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第７章　市民協働まちづくり会議

（協働会議の設置）

第２０条　第８条に定める協働促進の方針及び当該方針に関わる施策の検討並びにその他の必要事項の調整を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。

2　協働会議は、市民等及び市の機関を代表して市長が選任する市民参加と協働のまちづくりの実現に関わる者で構成するものとする。

3　協働会議の運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

第８章　雑則

（委任）

第２１条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

田原市市民協働まちづくり条例施行規則

平成２０年３月２８日　田原市規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、田原市市民協働まちづくり条例（平成２０年田原市条例第４号。以下「条例」という。）第１８条第４項及び第２０条第３項の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定の申請）

第２条　条例第１８条第１項に定める認定を受けようとする地域コミュニティ団体は、地域コミュニティ団体認定申請書（様式第１号）により、次に掲げる事項を明らかにし、市長に申請するものとする。ただし、市長が別に定める場合は、この申請における記載の一部を省略することができる。

⑴ 団体の名称及び事務所の所在地

⑵ 代表者の氏名及び住所

⑶ 活動の区域

⑷ 構成員の状況

⑸ 次に掲げる内容を定めた規約

ア　組織体制及び役員の選出に関すること。

イ　財産処分、事業運営等の決定手続きに関すること。

ウ　その他団体運営に関すること。

⑹ 次に掲げる運営の状況

ア　対象区域における市民、市民活動団体及び事業者の参加を得るための取組に関すること。

イ　団体運営の情報の公開に関すること。

ウ　予算、決算、事業計画、事業報告又はその他団体運営の状況に関すること。

２　市長は、前項の申請があったときは、条例第１８条第１項の規定に基づき認定の可否を決定し、地域コミュニティ団体認定審査結果通知書（様式第２号）により、当該申請団体に通知する。

（申請内容の変更）

第３条　前条第２項の規定により認定された地域コミュニティ団体（以下「認定団体」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、市長に地域コミュニティ団体認定事項変更申請書（様式第３号）を提出しなければならない。

⑴ 前条第１項第１号、第３号及び第５号の事項

⑵ 前条第１項第４号並びに第６号ア及びイの事項で市長が別に定めるもの

２　認定団体は、前条第１項第２号の事項に変更があったときは、市長が別に定める方法により届け出なければならない。

３　認定団体は、前２項に定めのない事項の変更については、手続きを要しないものとする。

４　市長は、条例第１８条第１項の規定に準じ、第１項の変更を認定したときは、地域コミュニティ団体認定変更通知書（様式第４号）により、当該認定団体に通知する。

（認定の取消し）

第４条　市長は、認定団体の運営状況を確認した結果、条例第１８条第２項の規定に基づく認定の取消しを行ったときは、地域コミュニティ団体認定取消通知書（様式第５号）にその理由を明記し、当該認定団体に通知する。

２　前条第１項の変更申請において、認定の要件を欠いていると認めたときは、前項の例による。

（認定の記録及び閲覧）

第５条　市長は、第２条第２項に規定する認定、第３条第４項に規定する認定変更及び前条の認定の取消しを行ったときは、地域コミュニティ団体認定登録簿（様式第６号）にそれらの状況を記載し、総務部総務課にこれを備え置き、一般の閲覧に供する。

（委員）

第６条　条例第２０条第１項の田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）は、１５人以内の委員で構成するものとする。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 公募市民

(2) 市民活動団体の関係者

(3) 事業者によって構成する団体の関係者

(4) 市の機関に所属する者

(5) 学識経験者その他市長が必要と認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第７条　協働会議に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、協働会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第８条　協働会議は、会長が招集する。

２　協働会議においては、会長が議長となる。

３　協働会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

４　協働会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　協働会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、会議に諮って公開しないことができる。

６　会長は、議事に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

（任期の特例）

２　平成２１年３月３１日までに委嘱又は任命された協働会議の委員の任期は、第６条第３項の規定にかかわらず、平成２２年３月３１日までとする。

資料１

市民協働まちづくり会議の経緯

１．設置根拠

■田原市市民協働まちづくり条例（平成 20 年 4 月 1 日施行）による設置規定（第 20 条要点）

○「協働促進方針」及び「方針に関わる施策の検討」並びに「その他の必要事項の調整」を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。

○協働会議は、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」及び「市の機関」で構成する。

■条例施行規則による運営規定（第 6 条・第 7 条・第 8 条要点）

○協働会議は 15 人以内の委員（任期２年）で構成し、委員互選により会長及び副会長１人を置く。

○協働会議は会長が招集し・議長を務める。

○協働会議は半数以上の委員が出席しなければ開催できない。議事は、出席者の過半数で決する。

２．開催経過

■平成２０年度

第１回協働会議	議　題
平成 20 年 5 月 27 日（火） 13：30～16：20 【場所】市役所 302 会議室 【出席】委員 15 人	①会長・副会長の選任 **②協働会議の役割** **③協働促進方針の策定（骨子案）** ④その他協議事項（自由意見）

第２回協働会議	議　題
平成 20 年 7 月 8 日（火） 19：00～21：20 【場所】市役所 302 会議室 【出席】委員 11 人	①議事要旨の確定 ②委員連絡票による意見 ③条例個別説明における意見 **④協働促進方針の検討** ⑤その他協議事項（自由意見）

第３回協働会議	議　題
平成 20 年 8 月 20 日（水） 15：30～18：10 【場所】市役所 302 会議室 【出席】委員 14 人	①議事要旨の確定 ②委員連絡票による意見 **③協働促進方針の検討** ④その他協議事項（自由意見）

第４回協働会議	議　題
平成 20 年 10 月 19 日（火） 19：00～21：40 【場所】市役所 302 会議室 【出席】委員 13 人	①議事要旨の確定 ②委員連絡票による意見 **③協働促進方針の検討** ④その他協議事項（自由意見）

第５回協働会議	議　題
平成 20 年 10 月 23 日（木） 19：00～21：20 【場所】市役所 302 会議室 【出席】委員 11 人	①議事要旨の確定 ②委員連絡票による意見 **③協働促進方針の検討** **④方針に関わる取組の検討** ⑤その他協議事項（自由意見）

■平成２１年度

第６回協働会議	議　題
平成21年5月22日（金） 15：00～17：15 【場所】市役所300会議室 【出席】委員11人	①委員の異動 ②**各主体による市民協働の取組状況** ③**市民協働まちづくり事業補助制度の状況** （補助金審査委員選任） ④協働のまちづくりに関する意見・提案

市民協働まちづくり事業補助金　審査会
平成21年5月29日（金）19：00～21：30市役所6階講堂　　審査委員5人 （審査委員事前打合せ） 審査委員紹介、公開審査（応募団体の企画発表・審査員質疑）、審査委員講評

第７回協働会議	議　題
平成21年10月20日（火） 15：00～18：25 【場所】市役所302会議室 【出席】委員11人	①委員の異動 ②**市民協働まちづくり事業補助金** ③**市民提案型協働事業** ④協働のまちづくりに関する意見・提案

市民協働まちづくり事業補助金　事業報告会
平成22年3月27日（土）13：30～16：00田原文化会館201・202　　委員任意参加 補助事業報告（実績発表・会場質疑）、審査委員講評

■平成２２年度（予定）

第８回協働会議	議　題
平成22年4月14日（水） 19：00～	①会長・副会長の選任 ②**各主体による市民協働の取組状況** ③**市民協働まちづくり事業補助制度の状況** （補助金審査委員選任） ④新規団体・人材養成活動支援制度 ⑤市民提案型委託制度 ⑥協働のまちづくりに関する意見・提案

市民協働まちづくり事業補助金　審査会
平成22年4月29日（木）14：00～　　田原福祉センター大会議室（3階） （審査委員事前打合せ） 審査委員紹介、公開審査（応募団体の企画発表・審査員質疑）、審査委員講評

市民協働まちづくり事業補助金　事業報告会
平成23年3月中旬予定　　補助事業報告（実績発表・会場質疑）、審査委員講評

第９回協働会議	議　題
平成22年10月中旬予定 午後又は夕方	①委員の異動 ②**市民公益活動の支援制度** ③**市民提案型の市委託事業** ④協働のまちづくりに関する意見・提案

（参考）

第１回会議　資料３

田原市市民協働まちづくり会議の役割

１．条例の規定　（条例第 20 条第１項）

「協働促進の方針」及び「当該方針に関わる施策」の検討、並びに「その他の必要事項」の調整を図ることが、条例に定められています。

２．具体的な検討内容

（１）『田原市市民協働促進方針』の検討

① 方針策定 … 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の取組方針を定めます。

② 状況確認 … 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価します。

③ 方針改定 … 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針を改定します。

（２）『田原市市民協働促進方針に関わる施策（取組）』の検討

① 行政活動における市民参加と協働の促進に関する取組

（例） **〇市民への行政情報の提供制度のあり方**
〇市民参画を確保する制度のあり方
〇指定管理者制度基本方針のあり方
〇アウトソーシング推進のあり方
〇公募・提案型協働事業のあり方

市の機関の業務に関する市民参加と協働を進める取組のあり方を検討する

② 市民公益活動における協働の促進に関する取組

（例） **〇市民活動団体の連携促進のあり方**

市民公益活動における市民、市民活動団体、事業者の連携した取組のあり方を検討する

③ 市民公益活動の支援に関する取組

（例） **〇活動環境の整備のあり方**
〇市民等に対する市民公益活動の情報提供のあり方
〇行政保有情報の提供のあり方
〇人的支援のあり方
〇財政的支援のあり方（公募型補助等）
〇市民公益活動に対するその他支援のあり方

市民公益活動を支援する取組のあり方を検討する

④ 地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制

⑤ 基金活用方法　**〇寄付募集、運用益等活動のあり方**

（３）『その他の必要事項』の調整

① その他協働に関する調整事項　**〇その他委員提案等**

３．開催日程・検討内容

① 平成２０年度（及び平成２４年度）

協働促進方針策定、推進施策に関する意見交換・方向付け、その他の調整を行うため、４回の会議を予定します。

ただし、検討状況に応じて、追加会議を開催します。

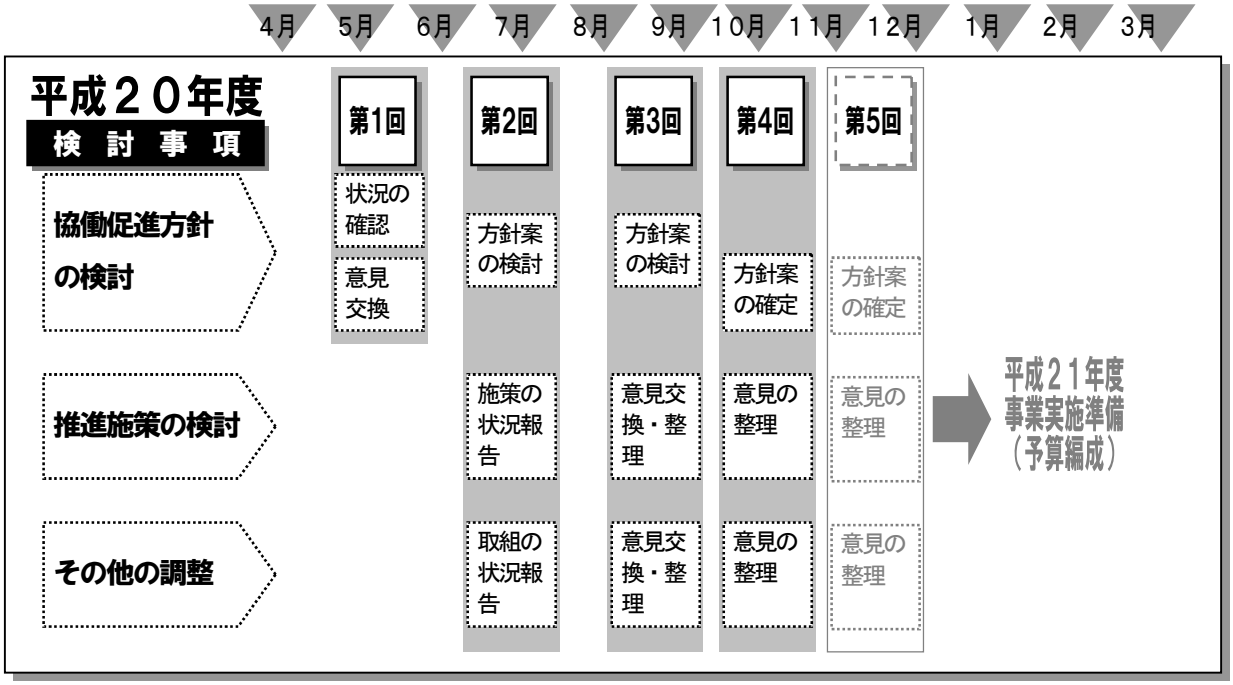

② 平成２１年度（**平成22年度以降同じ**）

協働促進方針に基づく施策の取組状況、推進施策に関する意見交換・方向付け、その他の調整を行うため、２回（５月と１０月）の定例会議を予定します。

また、必要に応じて、臨時の会議を開催します。

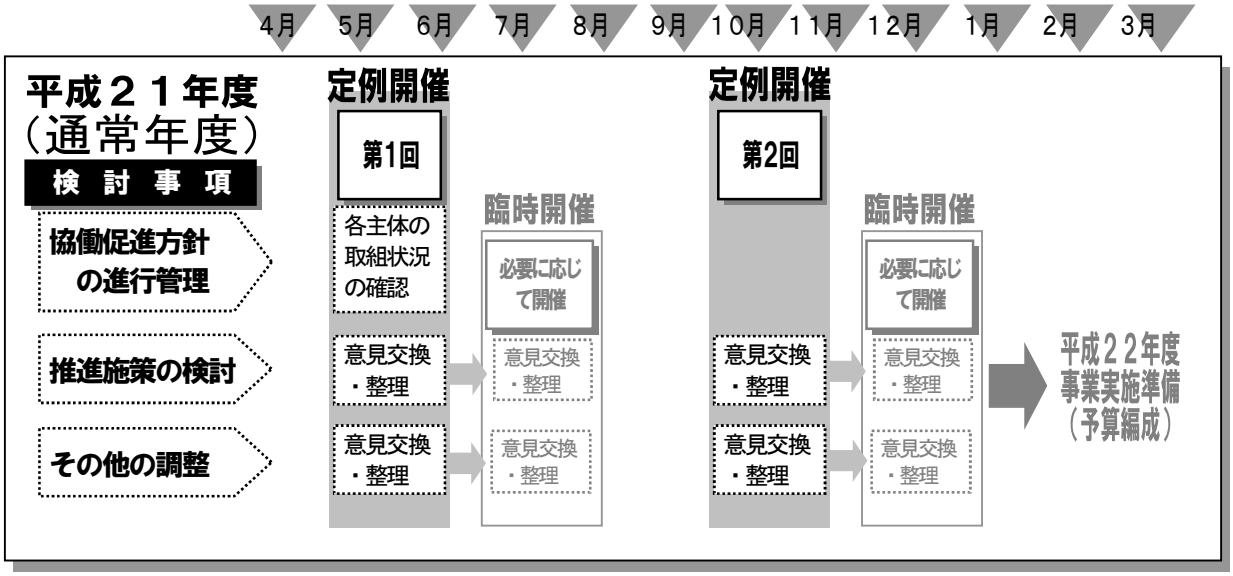

資料. ２

各主体の取組状況
（委員連絡表）

連絡表No.	委　員　名
連絡表1	永田　みよ江　委員
連絡表2	小澤　美穂子　委員
連絡表3	加子　幸子　委員
連絡表4	石川　卓哉　委員
連絡表5	渡会　清継　委員
連絡表6	山田　晃寛　委員
連絡表7	村上　福男　委員
連絡表8	酒井　修　委員
連絡表9	本多　智映子　委員
連絡表10	中村　久世　委員
連絡表11	平野　修一　委員
連絡表12	彦坂　雄三　委員

委員連絡票　1

○市民等の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　４月１２日	氏　名	永田　みよ江

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その１　市民等の役割の実現

（１）a)「市民公益活動への参加」に関する取組として

今年度、市民協働まちづくり事業補助金へ申請を行った。

名称:地域自給プロジェクト

内容:サトウキビから黒砂糖を作る計画。

目的:地域自給していたものを再現復活、食と環境を考えるきっかけづくりにしたい。

（１）b)「行政活動への参加」に関する取組として

学校給食の地産地消…平成 15 年より旧赤羽根町中学校・小学校へ、平成 16 年から給食センターへ、にんじんの会の会員が作った野菜を提供する活動を続けている。

問題点…行政と生産者の双方向の話合いが不足しているため、発注者対生産者の関係のままで過ぎている。行政側の「安全な給食」というような大きな指針がほしい。

指針その３　市民間協働の推進

（１）a)「市民公益活動における連携・協力・援助」に関する取組として

2 月 21 日、「第 3 回しみんのひろば」を開催。田原市内の 30 余のボランティア・市民団体が集まり、協働のまちづくりを試行錯誤で開催。高校生と一緒に市民活動？を考える寸劇を上演した。市民協働の実践組織として、しみんのひろばを忠実していきたい。

（１）b)「市民活動団体による市民活動の支援」に関する取組として

○市民活動支援センターの充実

○市民活動コーディネーターの養成と配置

○市民と行政、組織と個人、企業と組織などがつながるような仕組みを作る。

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（１）a)「市民の加入・活動参加」に関する取組として

小学校区で少子高齢化のマップ作り

地域の人が情報を共有することで問題点を発見、今後の対応策を話し合う。ただし、地域の役員選出が旧来型では、新しい発案・事業は極めて困難で意識改革は期待できない。

システムを変更することで、困難な問題にも取り組めるのではないか？

役員の立候補制、役員の男女比率を同じにするなど。

委員連絡票　2

○市民等の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　4月　7日	氏　名	小澤　美穂子

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その１　市民等の役割の実現

（１）a)「市民公益活動への参加」に関する取組として

「第 3 回しみんのひろば」の開催時、NPO たはら広場、図書館フレンズ田原、くぬぎの会、ハンドの会のメンバーとして活動紹介に参加。

（１）b)「行政活動への参加」に関する取組として

○図書館協議会　協議会委員

○教育委員会ボランティアとして、ブックスタートボランティア活動に参加

○市エコエネ推進室主催の「集まれ得するサマーフェア」に参加

指針その３　市民間協働の推進

（１）a)「市民公益活動における連携・協力・援助」に関する取組として

田原市中央図書館イベントボランティアのメンバーとして活動支援。

（１）b)「市民活動団体による市民活動の支援」に関する取組として

NPO たはら広場として、NPO うたた、くぬぎの会、田原市おもちゃ図書館とのアートコラボ事業計画を支援

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（１）a)「市民の加入・活動参加（P20）

衣笠小学校学校図書館整備ボランティアとして活動参加

委員連絡票　3

○市民等の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　４月１２日	氏　名	加子　幸子

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その１　市民等の役割の実現

（１）a)「市民公益活動への参加」に関する取組として

平成 21 年市民協働まちづくり事業　市民ライフアップセミナー（女性会議ウイット主催）参加

平成 20・21 年度　あつみ NPO の集い（ANN 主催）にファイナンシャルプランナーとして参加

平成 21 年　子育て支援ライフプラン作成セミナー（社会福祉協議会主催）開催

平成 21 年　田原市立福江中学校ボランティアサークル研修会講師「ライフプランをつくろう」

（１）b)「行政活動への参加」に関する取組として

田原市男女共同参画推進懇話会委員（平成 21 年度　公募）

田原市市民協働まちづくり会議（平成 22 年度　公募）

指針その３　市民間協働の推進

（１）a)「市民公益活動における連携・協力・援助」に関する取組として

平成 21 年度市民協働まちづくり事業補助金採択事業が開始されて、今後、市民公益活動が活性化されるためには、事業の審査、評価制度について市民に分かりやすく参加を促す仕組みについて、市民の立場から検討したい。

（１）b)「市民活動団体による市民活動の支援」に関する取組として

平成 19 年度から常設されている市民活動センターの活動内容について理解を深めたい。

「市民が困っていることを解決できる市民活動」を育成する仕組みづくりについて検討したい。

平成 22 年　愛知県男女共同参画人材育成セミナーに参加予定

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（１）a)「市民の加入・活動参加」に関する取組として

八軒家自治会に参加。市民が困っていること、望んでいることを聞く自治会運営について学ぶ。

委員連絡票　4

○市民活動団体の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　4月１２日	氏　名	石川　卓哉

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その１　市民等の役割の実現

（２）a)「活動ＰＲ・信頼性の向上」に関する取組として

○2月21日(日)総合体育館を中心に「第3回しみんのひろば」を開催した。市内の30以上の市民活動・ボランティア団体が参加。各団体が市民に対して、自らの活動をPRした。

「しみんのひろば」の広報として、各公共施設のほか、各団体がそれぞれの場所へのポスターの掲示、チラシの配布を行った。(チラシについては市内に回覧)　また、ケーブルテレビ、新聞でのPRとともに、各団体のホームページにも掲載。

今年度も「しみんのひろば」を開催予定。市民に足を運んでいただけるようなイベントを運営委員会と行政の協働により企画したい。

（２）b)「市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

○「しみんのひろば」は、市民に市民活動を知ってもらう機会、団体同士の交流の場として設定されているが、今後、行政との協働、信頼関係の構築のきっかけの場として発展をしていければと考えている。

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（１）b)「市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として

○現状の「しみんのひろば」は、地域コミュニティとのつながりは薄い。市民活動団体の多くも地域コミュニティへの参加は少ない状況だと思う。

地域コミュニティだけ解決が難しい問題に対するアプローチが市民活動団体の1つの役割であるため、連携しなくとも活動ができなくはないが、今後はより効果を高めていくためには、地域と市民活動団体との連携は必要であると考える。

委員連絡票　5

○地域コミュニティ団体の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　４月１３日	氏　名	渡会　清継

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（２）①a)「組織の見直し」に関する取組として

○総代会に、地域コミュニティ研究会を設置し、自治会や校区コミュニティ協議会などの運営・活動の見直しなどについて昨年10月から検討を始め、来年3月末取りまとめの予定で活動している。

○各校区で、コミュニティ協議会、青少年健全育成会などの統合に取り組んでいる。

○地域コミュニティ団体の認定制度などにより、組織体制の見直しを行っている。

（２）②a)「加入・参加の拡大」に関する取組として

○各自治会において、新規居住者に対する自治会加入を呼びかけている。

○各種イベントなどを企画・開催し、住民参加・交流を図っている。

○活動状況を掲載した広報紙を発行し、住民に周知している。

（２）③a)「地域課題の対処」に関する取組として

○すべての校区でまちづくり推進計画を作成し、それぞれの課題に取り組んでいる。

○本年度、校区コミュニティ協議会の関係団体により、まちづくり推進計画における未着手の事業に取り組み、地域課題への対処を進める予定となっている。

（２）④a)「地域コミュニティ団体との連携」に関する取組として

○校区内の自治会は、校区コミュニティ協議会活動を通じて連携している。

○その他案件に応じて校区同士が連携した取組を行なっている。

（２）④b)「地域の各種団体との連携」に関する取組として

○校区コミュニティ協議会の各種活動において、地域内の各種団体と連携しながら取り組んでいる。

○市民館を拠点として、各種団体の育成や連携した事業を実施している。

○校区によっては、NPOの協力を得て活動（環境活動等）を進めている。

（２）⑤a)「意見の把握」に関する取組として

○自治会を中心として、日頃から住民意見を把握する体制をとっており、また、市の施策に対する意見の取りまとめや、意見が出し合える雰囲気づくりのため各種イベントを実施している。

（２）⑤b)「意見の集約・代表」に関する取組として

○地区代表（地域住民）の意見を集約し、校区総代会や行政懇談会などの場面で、市への意見・要望を提出などを行っている。

委員連絡票　６

○市民活動団体の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　４月１２日	氏　名	山田　晃寛

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第４章市民協働６つの指針〉

指針その１　市民等の役割の実現

（２）a)「活動ＰＲ・信頼性の向上」に関する取組として

○ホームページによる広報活動(H21・H22)

○折込広告による広報、新聞、TV を通じての広報(H21・H22)

○「田原JCかわら版」と称したPR誌の市内各所への掲示(H21・H22)

（２）b)「市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

○高校生企画による「TAHARA　U.C.フェス‘09」の開催(H21)

○青少年健全育成事業「第 26 回ちびっこ道場」の開催(H21)

○「親が育てば子どもは育つ～親学のすすめ～」の開催(H22)

○地域おこしの第 1 歩として、「できない」を「できる！」に変える
～人と地域を元気にするヒントがここにある～の開催(H22)

○青少年健全育成事業「第 27 回ちびっこ道場」の開催(H22)

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（１）b)「市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として

○権現の森育成協議会への加入と活動(あつまれちびっこ権現の森)への参加

○たはら国際交流協会への加入と活動に対する協力

○田原市民まつりへの参画

○田原市観光協会への加入と活動に対する協力

○田原を美しくする会への加入と活動に対する協力

○田原 UC の活動に対する協力

委員連絡票　7

○地域コミュニティ団体の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　４月１２日	氏　名	村上　福男

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（２）①a)「組織の見直し」に関する取組として

○自治会、コミュニティ協議会においては公平、民主的な運営に心がけ、特に会計、事業内容の周知徹底に努めている。

○代議員の各組 2 名の選出について、1票の格差を疑問視する声がある。ほかにコミュニティ協議会の自治会主導に異論がある。2件を検討する。

（２）②a)「加入・参加の拡大」に関する取組として

現在は、アパート、開発住宅世帯も含めて 10 割の加入となっている。

（２）③a)「地域課題の対処」に関する取組として

自営(農業等)世帯の割合が 5 割以下となり、従来型の活動では各役員の出役に支障が出るので検討している。

（２）④b)「地域の各種団体との連携」に関する取組として

毎年 4 月、2 月の年 2 回各種団体長会議を開催し連携を図っている。取りまとめは、コミュニティ協議会長が行っている。

（２）⑤a)「意見の把握」に関する取組として

各団体、各個人からの意見、要望は校区総代が【ご意見・ご要望書】により処理している。

（２）⑤b)「意見の集約・代表」に関する取組として

意見、要望を受けた校区総代は役員会で検討し、代議員会、各種団体長に協議を依頼する。

委員連絡票　8

○市民活動団体の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　４月１２日	氏　名	酒井　修

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その１　市民等の役割の実現

（２）a)「活動ＰＲ・信頼性の向上」に関する取組として

○田原市ボランティアガイドブック

　各サークル、施設、市民館、行政窓口に配布・常設

○田原市ボランティアガイド一覧表チラシ

　一般市民向け配布用に福祉センター常設掲示ポスト・配布

○社会福祉協議会ホームページに掲載

○社会福祉協議会ホームページへの掲載サークルの増加に向けて、サークル広報等の仕組みづくりを検討

（２）b)「市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

○他市町村との交流を通じて、ボランティア活動のあり方を研修

○田原市ボランティア交流会での他種サークルとのコラボ活動を研究

○ボランティアサークルの種別調査と市全体のサークル状況の把握・整理

○市民高齢化による福祉サービスにボランティアが自ら関わる仕組みづくり

○「福祉のつどい」など、市イベントへの参加

○　ボランティアサークルリーダー研修会を新設し、活動のあり方など指針づくり

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（１）b)「市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として

○ボランティア連絡協議会への加入状況

　団体会員：27 団体　会員数：約 1250 名

　個人ボランティア会員　29 名

　行政関係団体　9 団体

　※未加入団体や個人への加入促進 PR と現況把握・整理

○各地域での高齢者独居、夫婦の社会参加、呼びかけ、手伝いなど、地域に溶け込んだボランティア活動を創造する。

○各地域の総代会、自治会や民生委員の方々との包括的共助活動で、自分たちの地域は自分たちで看きる、わかる体制づくりの確立。

委員連絡票　９

○市民活動団体の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　４月　９日	氏　名	本多　智映子

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第４章市民協働６つの指針〉

指針その１　市民等の役割の実現

（２）a)「活動ＰＲ・信頼性の向上」に関する取組として

○春の文協まつり（文化協会会員のみ）・秋の市民文化祭（会員・市民一般）を開催することにより、文化協会の活動内容（展覧・文芸・芸能・茶道・華道・さつき）等の PR を行っている。

○広報誌「たはら文化」を年 2 回発行。会員はもとより、市内一般の方々にも回覧という形で PR している。

（２）b)「市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

○文化教室の開催（市からの委託事業）

平成 20 年　15 教室
平成 21 年　14 教室
平成 22 年　15 教室

○文化会館アトリウム展示

平成 20 年　5 部会
平成 21 年　5 部会
平成 22 年　4 部会（予定）

○市発行　生涯学習情報誌（市内全戸配布）において、文化教室への参加募集や各種団体の紹介を行っている。

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（１）b)「市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として

文化協会会員数　2386 人

展覧・文芸・芸能・茶道・華道の 5 部門によって構成されており、各部門それぞれに地域とのかかわりを持って活動している。

○田原市文化協会共催・後援事業

平成 20 年度　共催　32 部会
　　後援　 8 部会
平成 21 年度　共催　32 部会
　　後援　 9 部会

委員連絡票　１０

○市民活動団体の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　４月１２日	氏　名	中村　久世

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第４章市民協働６つの指針〉

指針その１　市民等の役割の実現

（２）a)「活動ＰＲ・信頼性の向上」に関する取組として

○田原市体育協会には、26 協会(H22　スポーツ少年団含む)が加盟している。年間の活動は、基本的に各競技協会が独自に行い、その成果を「体協ニュース」(毎年 3 月末発行)にまとめ、紹介している。

○各競技協会の活動の様子・実際については、体協ホームページに掲載している。更新等の部分でまだ不十分であるが、今後、徐々に充実をさせていきたい。

（２）b)「市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

かつて各町で行われていた「町民体育祭」を統合・継承し、田原市では、現在、秋に「スポーツギネス大会」及び「スポーツフェスティバル」を開催。体育協会では、市からの委託事業として、各競技の「市民大会」を各競技協会が中心となり運営している。

大会日程・参加募集等の詳細については、募集チラシ、生涯学習情報誌等を全戸配布し、PRに努めている。

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（１）b)「市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として

○体育協会の主催事業として、「田原市陸上競技選手権大会」がある。毎年夏に、白谷海浜公園陸上競技場で開催している。この大会は、様々な課題を乗り越え、かつての渥美郡陸上競技選手権大会(弓場杯)を継承したものである。関係各位の協力により、今後も継続発展させたい。

○総合型地域連携スポーツクラブの設立について、市教育委員会・スポーツ少年団・地域コミュニティ団体等とも連携し、モデル地域設立に向けて努力していく。

委員連絡票　１１

○事業者の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　４月１２日	氏　名	平野　修一

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第４章市民協働６つの指針〉

指針その１　市民等の役割の実現

（３）a)「事業活動による社会貢献」に関する取組として

○昨年度、田原市内の両商工会でプレミアム付き商品券を発行。商品券は500円券22枚綴を1万円で販売。8000セットを製作。市内約400店の小規模店などに参加してもらっている。4月から8月と11月から1月の2回行った。今回の商品券で地域内の購買が高まり地域経済の活性化につながることを期待している。

○田原市民まつりに協賛し、商工会で畔山郷土ふれあいまつりを開催。多くの市民に憩いの場を提供するとともに地域の活性化に重要な役割を果たしている。

○あつまるタウン田原では、ひと・まちづくり事業として市の委託を受け「まちなか賑わいづくり実行委員会」を運営している。実行委員会では、イルミネーション設置を行い、「サンタと着ぐるみイベント」、「フラワーポット設置事業」、「七タイベント」、「まちなか音楽祭2回」等のイベントを開催。

○菜の花サミットに合わせて空き地に菜の花の植え付けを行った。今年度の計画は夏に向けてミニコーンを植える予定。

（３）b)「市民公益活動への参加・支援」に関する取組として

○各地域で行われている市民公益活動へ事業者として参加・協力を行っている。

○商工会では、青年部による夜店事業を行い、女性部では海岸の美化活動・街頭交通安全キャンペーン活動を行っているが、部員相互の団結力や意見交換の場であるとともに、地域や市民活動団体との交流の場として貴重な事業と捉えている。

○この他、市民等のニーズの把握、地域へのPRなどに努めている。

（３）c)「行政活動への参加・協働（P10）

○事業者団体の代表として、市の各種方針・計画等の検討会に参加することは、自らの事業環境の改善を図ることにつながる。自らの持つ専門性・効率性を生かし、積極的に行政活動への参加を行っていく。

指針その５　地域コミュニティ活動の振興

（１）c)「事業者の加入・活動参加」に関する取組として

○事業者として地域コミュニティ活動に積極的に参加し、日頃から地域とのコミュニケーションを図り、事業者として地域の信頼性の向上に努める。

委員連絡票　１２

○市の機関の取組として、平成 21 年度実績・平成 22 年度予定。

送付年月日	平成２２年　４月　９日	氏　名	彦坂　雄三

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

田原市議会の取組として

○田原市議会では、年 4 回の「議会だより」の発行をしている。定例会・臨時会の概要、委員会の審査状況等をお知らせしている。また、市議会の HP を活用して、議会の役割・組織の紹介、定例会等の会議録を掲載し情報提供を行っている。

○開かれた議会、市民に分かりやすく親しまれる議会を目指し、本会議の一般質問等をケーブルテレビ「ティーズ」にて生中継している。

○各議員は、個々に地域コミュニティ団体や市民活動団体の会合に参加し、市民等のニーズの把握及び情報提供に努めている。

○議会では、田原市を取り巻く課題を共有しながら理解を深めることを目的に設置され、議員の自主運営により、3つ（農政・教育福祉・都市まちづくり）の研究会を開催している。市民活動団体との意見交換を行ったり、地域コミュニティ団体の取組について、地域の議員が事例報告を行い意見交換するなどの取組を行っている。

○田原市議会としてプロジェクトチームを設置し、新たな取り組みとして議会基本条例や議会による事務事業評価の実施について検討を重ねている。
今後、研究等を進め、基本条例の制定や議会による事務事業評価の評価結果の公表等を検討していきたいと考えている。

資料 3

市民協働の6つの指針 取組状況
―市の機関の取組状況―

指針その２　行政参加・協働の推進　【条例第 9 条】

みんなで、行政活動への市民参加・協働を進めて行きます。

(1)市民参加・参画のあり方

市の機関は、市民のニーズにマッチした施策内容とするため、情報を公開し、みんなの参加を得ながら、企画・実現して行きます。

●積極的な情報公開

・広報たはらを平成 20 年 8 月より月 2 回の発行、情報提供の充実を図った。また、ホームページの随時更新を心がけるとともに、市民協働のページなどコンテンツの充実を図った。引き続きタイムリーな情報を随時掲載する。【広報秘書課】

・市政ほーもん講座・市政ぴーあーる講座

平成 21 年度実績
ほーもん講座　291 回開催(延べ 21,934 名参加) （H20 実績　266 回　延べ 10,373 名参加） ぴーあーる講座　2 回開催(43 名参加) （H20 実績　2 回　延べ 58 名参加）

市政ほーもん講座のメニューの見直しを図る。平成 22 年度においても体験型のぴーあーる講座を実施する。

・田原市関連 HP

随時更新を心がけるとともに、市民の声への回答などコンテンツの充実を図り、タイムリーな情報を随時掲載する。

各課室において HP を開設しており、最新情報の提供に心がけている。

・田原市議会　・企業立地　・消防本部　・情報センター　・図書館　・博物館　・専門学校　・シェルマよしご　・教育委員会　・農業委員会　・営農支援センター　・夕日が浜

平成 22 年度、田原市民活動支援センターの HP の開設を予定。

・ケーブルテレビのニュース番組「街角ネットたはら」と市政企画番組「田原ホットライン」を随時放送。引き続き市として紹介すべき情報や市民の身近な話題を取り上げ放送する。【広報秘書課】

●行政活動への市民参加の拡大

・平成 20 年度より「田原市広報サポーター」を設置。サポーターを公募（平成 21 年度　4 名）し、市民の手による広報紙面づくりを実施している。【広報秘書課】

・サンテパルクで開催する農業祭、収穫祭については、地元農業団体、出店業者、県普及課、JA 等と事前打合せをおこない、出店者の意見を参考に活気のあるイベントになるよう心がけている。【サンテパルク】

・各種イベントについては、市民が参加しやすい時期、時間、内容を検討する。また、開催案内のみとどまらず、事業の成果等を HP を利用して積極的に報告す

る。

●市民公募委員の導入

・協働の取組状況、施策の検討を市民、市民活動団体、事業者、市の機関で構成する市民協働まちづくり会議において、市民の代表として 3 名の委員へ委嘱している。【市民協働課】

・幅広く市民等の意見を反映するため、各担当課で市民公募委員の募集を行なっているが、今後、全庁的に公募委員の拡大を図り、更なる市民等の意見の把握に努める。【全課室】

●パブリックコメント制度

・平成 21 年度実施

案　件　名	時　期	担当課
田原市教育振興基本計画案	H22.2	教育総務
田原市保育所問題運営実施計画案	H22.2	子育て支援
田原市公共下水道事業全体計画書案	H22.2	下水道
田原市次世代育成支援行動計画(後期計画)案	H22.1	子育て支援
第 2 次田原市行政改革大綱(暫定)案	H22.1	政策推進
健康たはら 21 計画中間評価改訂案	H21.11	健康課
田原市水道ビジョン案	H21. 5	水道課

・現状、平成22年度実施予定はないが、各課が実施するパブリックコメントの周知等を行なっているが、提出される意見が少ない。広報やホームページに加え、ケーブルテレビでも募集の周知を行っている。また、情報広場において資料が閲覧できるよう配置するなど、日頃から市民等に分かりやすい情報提供に努めている。また、制度の運用について、より効果的な方法を検討する。【広報秘書課】

●市民意見の提案制度

・提言箱、提言ホーム・メール

平成 21 年度実績(H20 実績)
提言箱　58 件(60 件) 提言ホーム・メール　34 件(26 件)　※軽微な問合せを除く

提言箱、インターネット等を通じて寄せられる市民の意見について、事務の参考とするとともに提案者に回答。提言の概要を部長会議で報告し市役所内で情報の共有を行なっている。今後も市民等から寄せられる意見・提案に対し、関係各課において協議を行い、市の方向性を提案者に十分説明し、市民等からの意見を反した事務事業を行う。平成 21 年度より、ホームページに「市民の声」への回答の掲載を開始している。【広報秘書課】

●意見交換のための会議開催

・平成 21 年度、「健康たはら 21 計画」中間評価改訂にあたり、関係団体の代表とワーキング会議を開催。今後も関係団体と連携して計画を推進していくため、継続してワーキング会議を開催していく。【健康課】

・臨海部に進出した企業(69 社)で構成する田原臨海企業懇話会を開催している。企業の意見を把握するため懇話会事業に参加し、自治体と連携、協働して支援

できる取り組みに努める。【企業立地推進室】

・田原市、JA 愛知みなみ及び関係団体で構成するサンテパルクたはら運営協議会を設置し、サンテパルクの現状把握、今後の運営について検討している。【サンテパルク】

・平成 21 年度、小規模校の PTA と教育環境に関する意見交換会を行った。(小学校 8 校、中学校 2 校)【教育総務課】

・外部有識者を招き、行政改革大綱の推進に関した意見を伺うことを目的に平成22年度、(仮称)行政改革推進検討会を設置する。【政策推進課】

●アンケート調査

・総合計画の進捗状況を把握するため、3年毎に市民意識調査を実施している。平成22年度、アンケートの調査方法(設問・回答方式)等の改善により、回答率の向上を図る。【政策推進課】

・平成 21 年度において、広報紙やHP、CATV 市政番組の効果測定やニーズの把握を行った。アンケート結果をもとに、市民に分かりやすい広報活動への改善を図る。【広報秘書課】

・企業決算期に、新規立地の状況や現在の操業環境など、次年度から企業誘致活動に生かすアンケートを行っているが、すべての自治体が同様のアンケート調査を実施しているため、調査方法や内容等(実施時期・対象・設問・解答方式等)を改善するとともに、回答率の向上に努める。【企業立地推進室】

・平成 21 年度、保育所運営の参考とするため、保育園の園児の保護者を対象としたアンケートを実施。今後も随時、調査を実施し、保護者のニーズ把握に努める。【子育て支援課】

(2)行政活動における協働のあり方

市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用などを明確にしながら実施して行きます。

●地域コミュニティ団体からの要望への対応

・行政懇談会、校区総代会、代表者により随時要望等が行なわれている。また、市職員を校区まちづくりアドバイザーとして派遣、市と地域コミュニティ団体との連絡調整機能を持たせている。【市民協働課】

・市職員も一市民として、自治会等の地域コミュニティ団体の活動や環境、福祉、防災、スポーツなどの市民公益活動への積極的な参加の呼びかけを行なっている。【市民協働課】

●特定業務の外部委託(市指定委託業務)

・既に各課において、公共施設等における専門性を生かしたサービスと効率性の向上を目指し、指定管理者制度の導入を行なっている。なお、福祉部門について

は、業務の専門性の確保の観点から市民活動団体へ業務の委託を行なっている。【全課室】

・平成21年度、市全課室を対象に委託事業調査を行い、協働対象事業のリストアップを行い、市民提案型委託事業の制度について検討した。【市民協働課】

●市民等からの提案による協働事業（外部委託）

・平成 22 年度から提案型委託制度の運用を開始。行政テーマ提示型事業については、担当課からのテーマを募集する。自由提案型事業については、提案募集を行い、来年度事業実施に向けて調整を行う。今年度はモデル的に行政テーマ提示型として 2 事業の提案募集を予定している。【市民協働課】

●様々な協働形態の導入

・平成21年度、特定外来生物の駆除のため、関係する地域と市で協議会を設置した。環境省の支援を受けながら、市民、地域、市のそれぞれの役割を果たしながら平成22年度についても、協働による防除活動を行う。【環境衛生課】

・平成21年度、民間建物の耐震化が進まない中、建設関連業者による団体（田原安全･安心住まいる会）と連携して耐震の促進に向けて啓発活動を行った。【建築課】

・平成 21 年度、田原市給食センター整備運営事業にかかるPFI手法導入可能性を調査した結果、平成22年度については、PFI 手法による給食センター整備推進する。【教育総務課】

・平成22年度から、身近な公共区間である道路、公園、河川及び緑地等の環境美化清掃について、市民等が里親になってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）を実施し、環境美化意識の高揚、ボランティア活動の活性化を図り、市民との共同によるまちづくりを推進する。【維持管理課】

・環境美化運動の推進と実践を目的に各種団体で構成する田原を美しくする会では、自主的に地域の清掃活動を行う団体・グループ・個人にゴミ袋を提供、清掃用具の貸し出しを行い、環境美化活動の促進を図っている。【清掃管理課】

平成 21 年度利用実績（H20 実績）
申請団体　　52 団体（43 団体）
参加者数　17643 人（13754 人）
提供ゴミ袋　17643 枚（12350 枚）

指針その４　市民公益活動の支援　【条例第 11～13 条】

市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

（1）活動環境の整備のあり方

市の機関は一体となって、市民公益活動のための施設整備、施設利用の利便性の向上や、安心して活動できる環境の確保に取り組んで行きます。

●施設等の整備・利用改善

・生涯学習施設の利用調整については、社会教育団体連絡協議会において、大会等行事の年間調整を行なっている。

合併前より使用料体系に地域間で格差が生じていたため、使用料の適正化見直しを行い、平成22年度より統一的な使用料体系とした。【生涯学習課】

●市民公益活動の環境整備

・市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において田原市社会活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害補償をしている。補償制度の適応範囲についての整理を検討する。【市民協働課・生涯学習課】

(2)情報提供のあり方

市の機関は、市民公益活動の情報発信に協力するとともに、
個人情報保護に留意しながら、必要な情報を提供して行きます。

●市民公益活動の市民等への情報提供

・平成 20 年度より、広報たはら 15 日号に、「市民活動支援センターのページ」のコーナーを掲載。市民活動団体等の情報提供を開始した。平成 22 年度から「市民協働のページ」として、A4 版・2 ページに拡大し、協働施策、市民公益活動等を積極的に情報提供していく。【広報秘書課・市民協働課】

・市民活動支援センターにおいて、市民活動団体の登録制度を実施し、市内団体の把握に努めるとともに、電子メール等を利用し情報提供を希望する方に、直接情報提供を行う手法を検討する。【市民協働課】

平成 21 年度総代文書依頼実績【総務課】

区分	配布物	H20 実績	H21 実績	
全戸配布	広報たはら	20 回	24 回	
	議会だより	5 回	4 回	
	福祉だより	6 回	6 回	
	消防かわら版	1 回	- 回	
	農業委員会だより	3 回	4 回	
	チラシ等	24 種	19 種	※うち一部校区のみ依頼 1 種
回　覧	チラシ等	68 種	69 種	

●行政情報の提供

・市で把握できる有益な情報については、広報紙、チラシ等により、できる限りお知らせするようにしている。平成 22 年度、市民活動支援センターのホームページの開設を目指し、さらなる情報提供に努める。【市民協働課】

・市が保有する住民情報等については、個人情報保護法等の制約があり、情報提供できないものあり。住民情報の提供の是非の検討の必要がある。【全課室】

(3)人的・財政的支援等のあり方

市の機関は、市民公益活動に対して、人的、財政的、その他の必要な
支援を行います。

●市民公益活動への人的支援

・校区まちづくりアドバイザーとして各校区へ市職員の派遣を行なっているが、市民等と市役所のさらなる相互理解や信頼の構築、自らの見識の向上を図るため、

市職員が市民公益活動に参加する機会を多く設けるよう呼びかける。【市民協働課】

・市内の市民活動・ボランティア団体同士の交流の場として開催している「しみんのひろば」は、参加団体による運営委員会を設置し開催にむけての協議を行ってきた。平成22年度より、少人数の運営委員により企画検討行い、全体会議に諮る方式とした。企画・検討段階から市職員も参加し市役所との信頼構築をすすめるためのパイプ役となるよう努める。【市民協働課】

●市民公益活動への財政的支援

・地域コミュニティ団体や各分野の市民活動団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が様々な分野で支出されているが、昨年度、市民協働まちづくり基金を活用し、公募型補助事業「田原市まちづくり事業補助金」を導入した。

平成 22 年度、同基金へ積み増しを行い、新規団体・人材養成支援制度の運用を開始し、さらなる市民活動の促進を図る。

平成 19 年度策定した各校区まちづくり推進計画に掲げる取組の実現を目指し、校区まちづくり活動奨励金制度を設立する。【市民協働課】

●市民公益活動へのその他支援

・各種団体が行なう事業等に共催・後援をしている。

平成 21 年度(H20 実績)	
共催事業	スポーツ事業　69 件(75) 文化事業　　33 件(39)
後援事業	スポーツ事業　56 件(34) 文化事業　　86 件(24)

(共催:使用料免除、後援:使用料 1/2)

※現在、使用料の減免目的での申請が多く見受けられる。共催・後援の承認についての基準を見直し、適正な協働事業として承認行為を行う。【生涯学習課】

(4)市民間の支援のあり方

市の機関は、市民同士の協働が進むように、交流の場・機会を設けて行きます。

●市民間協働の促進のための支援

・平成 22 年度から市民活動支援センターを直営とし、市職員および市民活動経験者(市民活動推進スタッフ)で運営する。これまでの体制に行政情報を加えた情報提供を図る。また、既存の東三河 5 市で運営する市民活動ポータルサイト「どすごいネット」の利用促進、今年度予定する市民活動支援センターのホームページの開設、メールアドレスの取得等により、市民活動団体同士の連携強化に取り組む。【市民協働課】

指針その５　地域コミュニティ活動の振興　【条例第】

まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体を、みんなで活発にして行きます。

●地域コミュニティ団体の振興策

・市は地域コミュニティの位置付けやあり方の検討、活動拠点の充実、補助金等

支援制度･委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に向けて取り組みます。【全課室】

･まちづくりアドバイザーとして、市職員（60 名）を 20 校区に派遣し、地域課題への対応、市との連絡調整を行なっている。【市民協働課】

●地域コミュニティ団体の意見の反映

･市の施策において、地域の影響や関わりが大きなものについては、校区や自治会を対象とした説明会等を開催し、地域の意見に配慮しながら進めている。また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、校区まちづくり推進計画における各地域の取組方針にも配慮します。【全課室】

･毎年、校区別あるいはブロック単位で行政懇談会を開催し、まちづくり地域課題の意見交換をしている。【市民協働課】

●地域コミュニティ団体の認定制度

･住民自治の主役として位置付けられている地域コミュニティ団体の活動が一層活性化されるように、一定基準以上の活動をしている地域コミュニティ団体を市長が認定する制度。

【目的】
･自らの活動が、民主的かつ公平に行われていることを立証し、その状態を保持していく。
･住民主体の開かれた運営をしていることを公に認めてもらい、住民に加入･参加を呼びかける。
･認定要件のクリアを目標に、体制･活動を改善（見直し）することで、自らを活性化される。
･認定を受けている団体の活動を参考として、地域課題への対応を進める。

✤平成 21 年度認定状況

校区コミュニティ協議会	5 団体
校　区	1校区
自治会	3 自治会

数年後にはすべての地域コミュニティ団体が認定されるよう、各地域の取組方針に配慮した運営改善･活動の活性化に関する支援に取り組む。【市民協働課】

指針その６　市民協働まちづくり基金の活用　【条例第 19 条】

市民協働まちづくり基金を、市民の連携、地域振興、市民公益活動の活性化に、みんなで有効活用して行きます。

(1)基金管理のあり方

現在又は今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を、適正に管理します。

●まちづくり基金の活用

平成 20 年 12 月 4 日　5 億円を基金へ積立
平成 21 年度利息　3,050,000 円（一般会計へ）
平成 22 年度利息見込み　1,000,000 円　※まちづくり事業補助金へ充当

平成 22 年 6 月（予定）　5 億円を積み増し
平成 22 年度利息見込み　830,000 円　※新規団体･人材養成支援制度へ充当

※基金の管理については、毎年金融機関による入札を行い、最も有利な金融機関に預け入れしている。

その他

●「田原市の市民協働まちづくり方針」の周知

・平成 20 年 10 月に策定された「田原市の市民協働まちづくり方針」を広く周知するため、ケーブルテレビ市政企画番組「田原ほっとらいん」において、市民協働をテーマに取り上げ、方針及びポケット版の周知を行った。ポケット版は市民活動支援センターで配布している。【市民協働課】

●市民公益活動への参加・支援

・市役所の職員互助会で田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会主催の「表浜フェスティバル」の海岸清掃に参加している。【職員互助会】

平成 21 年度参加者数(H20 実績)	
市役所	245 人(305 人)
保育士	102 人(90 人)
計	347 人(395 人)

・市職員を対象に業務外の市民公益活動への参加実態調査を行う。現状の把握を行い、職員のさらなる市民公益活動への参加を促す。【市民協働課】

●協働方針における取組状況の把握について

・上記以外にも、市民等との協働で進めている事業は数多くあると考える。各課に調査を行い、状況把握に努めているが、古くからある既存の制度などは、「協働事業」としての認識がなされていないケースが見受けられる。現在、そういった事業を洗い出す調査方法を模索中であり、市役所内部が統一的な「協働」の認識を持ち、協働よるまちづくりに対する意識の向上を図っていく。

資料 3－1

田原市民活動支援センターの取組と運営体制

1．これまでの経緯

（1）設置目的

① 目的及び事業内容

・市民協働によるまちづくりを推進するため、幅広い分野で活躍する市民活動団体に対する情報の提供、団体間の交流促進、その他の支援をすることにより、さらなる市民活動の推進を図ることを目的としている。

② 設置場所及び設備

〇場　　所　・田原文化会館フリースペース内　　約１５㎡
〇設　　備　・カウンターテーブル、掲示板、閲覧用パソコン　※電話、メールアドレスなし

③ 運営方法

・市民活動団体に身近な目線で事業運営するため、市民活動支援業務（ＮＰＯによるＮＰＯ支援）を目的に掲げる団体に、市民活動支援センターの運営業務を委託している。

（2）運営状況

■ 平成１９年度

〇委託団体　・特定非営利活動法人たはら広場
〇委託期間　・平成 19 年 6 月 9 日から平成 20 年 3 月 31 日
〇業務内容　・相談スタッフ２名　※東三河市民活動情報サイト利用方法サポート含
〔相談実績〕114 件(金曜 51 件, 土曜 37 件,日曜 29 件,その他 32 件)
・市民活動だより発行４回
・NPO 講習会３回
・市民活動交流会「しみんのひろば」運営サポート

■ 平成２０年度

〇委託団体　・特定非営利活動法人たはら広場
〇委託期間　・平成 20 年 4 月 4 日から平成 21 年 3 月 29 日
〇業務内容　・相談スタッフ２名　※東三河市民活動情報サイト利用方法サポート含む
〔相談実績〕56 件(金曜 17 件, 土曜 18 件,日曜 16 件,その他 5 件)
・市民活動だより発行４回
・広報たはら（8 月号から毎月掲載 A4･１頁）
・NPO 講座３回
・市民活動交流会「しみんのひろば」運営サポート
・東三河市民活動交流会アドバイザー

■ 平成２１年度

〇委託団体　・特定非営利活動法人たはら広場
〇委託期間　・平成 21 年 4 月 3 日から平成 22 年 3 月 28 日
〇業務内容　・相談スタッフ２名　※東三河市民活動情報サイト利用方法サポート含
〔相談実績〕129 件(金曜 38 件, 土曜 21 件,日曜 33 件,その他 30 件)
・市民活動だより４回
・広報たはら（毎月掲載 A4･１頁）
・NPO 講座４回　※コーディネーター養成講座
・市民活動交流会「しみんのひろば」運営サポート

2．運営実績の分析及び課題

（1）支援センターに求められる業務

・これまでの運営実績から見ると、市民活動支援センターに求められる業務は、団体のイベント情報等のＰＲ、広報紙による活動全般の情報発信が主で、専門的知識を要する相談は多くない。

・今後においても、相談窓口機能、行政と市民活動団体の連絡調整機能は必要と考える。

（2）現状の問題・課題

・民間委託の場合には、セキュリティの関係から直通電話の設置とメールアドレスの設定ができないために、相談者と直接的な連絡調整ができない。

・相談業務では、団体運営等の専門的相談は少なく、ボランティアを始めたい、活動分野に関する情報提供、公共施設の利用方法など、直接、市民活動に直接関係のない相談が多い。

（3）委託団体からの提案

・ニーズ、手法を再確認するために、一旦、直営に戻して、行政がコーディネーター役を担ってみたらどうかという提案があった。

3．体制変更の内容

これまでの運営状況等を踏まえ、平成22年度は運営を市直営とし、市職員をセンター窓口に配置し、市民活動の現状を把握するとともに、前述の課題を解消しながら業務の見直しを図る。

（1）設置場所

・休日も開館、来館者も多数あり。既存の設備もあることから、現状の場所とする。

（2）変更内容

〇運営体制　・「市民活動団体への委託」から「市直営」に変更

〇開設日時　・急激な変化を避けるために、現状の金曜日から日曜日の午後２時から７時を継続しつつ、相談実績等に応じて曜日・時間帯を変更する。
※H21年度実績･･･相談（来客）件数の多い順に金曜日、土曜日、日曜日となっている。

（3）必要となる整備及び体制

〇職員配備　・事務職員として、市民協働課職員を配置する。

〇臨時職員　・市民活動推進スタッフ（市民活動団体経験者）
金・土・日の週３日、午後２時から午後７時の５時間勤務。年間１５３日勤務。

〇直通電話　・市職員を配置し、各部署との連絡調整のため電話を設置する。開設日が週３日と少ないことから、２２年度は内線のみとする。必要に応じて外線を検討する。

〇ＩＴ関連　・職員の業務処理、各種情報管理、情報提供等の関係から庁舎内ラン（ファイルサーバー、インターネット、メール）利用可能な環境整備を行う。

（4）業務内容及び期待される効果

①業務内容

〇相談業務（専門的な相談については委託）
〇市民活動支援センターだよりの編集・発行
〇市民活動団体リストの整理
〇市民活動情報の提供
〇団体連携イベントの開催支援
〇支援センターＨＰ開設・運営

②期待される効果

〇行政と市民活動団体との連携促進
〇情報提供の迅速化
〇社会福祉協議会との連携
〇連絡手段整備による利用者の増加
〇東三河５市など広域情報の提供

以上

資料4

まちづくり事業の協働体制の整理

まちづくり方針

協働によるまちづくりの基本理念

「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働によるまちづくりを進めましょう」

○市民に期待されている役割　○市民活動団体（地域コミュニティ含む）に期待されている役割
○事業者に期待されている役割　○市の機関に課せられている役割

市の機関

■行政活動における協働のあり方〔指針その２（２）〕

「市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない費用で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用などを明確にしながら実施して行きます。」

ｃ．特定業務の外部委託（市指定委託）
○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業のリストアップ、責任・成果の割り振りなど制度のあり方を検討し、業務内容に応じた協働の推進を図ります。

ｄ．市民等からの提案による協働事業（外部委託）
○市民・市民活動団体・事業者の側からの提案による協働事業の実現に向けて、競争入札対象業務との公平性を確保するとともに、経費算定・期待される成果・確認などの仕組みを検討し、早期実施を図ります。

ｅ．様々な協働方式の導入
○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入に取り組みます。

■人的・財政的支援のあり方〔指針その４（３）〕

「市の機関は、市民公益活動に対し、人的、財政的その他の必要な支援を行います。」

ｂ．市民公益活動への財政的支援
○“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民公益活動への補助金の交付など効果的な活動支援に取り組みます。
○また、市民協働まちづくり基金を活用し、事業の継続性や他の支援とのバランス等を検討しながら市民公募型補助事業を導入します。

１．市民公益活動の促進

① 市民協働まちづくり事業補助金

【目的】公益性の高い市民活動を支援する。
【内容】補助金上限額２０万円、補助率１／２、３年限度、※公開提案発表会による協働会議審査・市選定
【予算】平成２２年度２００万円
【展開】ア）活動の自立化　　イ）補助金の常設化

② 新規団体活動補助金（人材育成支援）

新規

【目的】市民活動の裾野を拡大するため、新たな市民活動団体の立ち上げ活動の経費を補助する。
【内容】補助金上限額３万円、補助率２／２、１年限度、※随時受付・市による審査・選定
【予算】平成２２年度５０万円
【展開】独自の市民公益活動への発展

③ 人材養成活動補助金（人材育成支援）

新規

【目的】市民活動団体の構成員が、活動に必要な知識・情報・技術等を得るための経費を補助する。
【内容】補助金上限３万円、補助率１／２～２／２、１年限度、※随時受付・市による審査・選定
【予算】平成２２年度５０万円
【展開】活動の活性化

２．行政活動における市民協働の推進

① テーマ提示型委託事業（行政提案）

新規

【目的】行政が実施すべき事業を、市民活動団体等に委託することで、成果の向上を期待する。
【内容】市が提示するテーマに対し、実施手法を市民活動団体から募集し、委託契約締結により実施する。
※提案発表会による審査・委託団体選定
【予算】平成２２年度１００万円（モデル事業：１件５０万円以内×２件）
【展開】既に各担当課で実施している業務もあり、制度として定着したら、市民協働課の一括募集から、施策ごと募集に切り替える。
○既に実施している業務例　…　施設指定管理、公園管理、各種コンサート開催等

② 自由テーマ型委託事業（市民提案）

新規

【目的】市民活動団体が市施策として有効かつ実施可能事業を提案する。
【内容】市民活動団体から提案内容を該当する担当課で効果等を検討し、委託契約締結により実施する。
※提案内容を担当課に説明、提案団体と担当課で委託内容調整、市の予算化（翌年度）、委託契約
【予算】平成２３年度（各担当課で必要と認めた額）
【展開】担当課との協議で必要性等が認められ実施することとなった事業（実施成果が認められたもの）は、次年度以降、常設の委託事業へと移行する。
○既に実施している業務例　…　田原市検定、各種スポーツ教室等　※実態として提案を受けたもの

資料　5

平成21年度　市民協働まちづくり事業補助制度
≪実績報告≫

1．補助制度の目的

これまで支援されていない公益活動分野において、市民活動団体が提案・実施する事業に対し、市民協働まちづくり基金の収益等により、必要経費の一部を補助し、活動の促進及び自立を図る。

2．補助制度の実績

（1）補助制度 PR・説明会（H21.3～）

・３月　１日　イベント「しみんのひろば」の会場において、制度の個別説明会を開催
・４月　１日　田原市のホームページ及び広報たはら４月号に掲載
・４月１７日　補助制度説明会（18:00～20:00　田原市役所６階講堂）　※１０団体　２０名出席

【成果検証】

✤前年度から「しみんのひろば」などの市民活動団体が集まる場面で制度説明を行った。
✤制度説明会では、対象経費、他の制度からの補助金等の考え方など、活発な質疑もあり、各団体へ統一的な制度の見解をお示しできるよい機会だったと考える。また、自治会、地域団体の参加があった。

（2）提案募集（H21.4.1～4.30）

・応募団体　１２団体　　・補助金交付要望額　１，７３７，０００円　　予算２，６００，０００円

【成果検証】

✤平成 21 年度スタートした１年目の成果として、１２団体から提案事業の応募があった。近隣市の応募状況（豊橋市１８件、蒲郡市３件）と比較すると、各分野の市民活動団体から応募があり、ある程度、市民活動の活性化（活動意欲の向上）に貢献したと評価できる。

【事務処理】

✤市民協働課による書類審査（応募要件の確認等）及び市関係各課への意見聴取を行った。提案された事業の中には、法律上の問題から事業実施の困難な事業がり、事業内容の修正を行った。

（3）公開審査会（H21.5.29）

・協働会議の委員５名で構成する審査会を開催した。
・各団体より事業説明５分、審査員からの質疑５分、計１０分での審査を行った。
・審査会の結果から、市長は１１団体の提案事業を補助事業として採択。

【成果検証】

✤審査会において、同一団体（同一とみなされる団体の連合組織）が同じ事業の一環として別申請したものと判断される案件について、２つの申請を１事業とみなし、２事業の補助額は２０万円を上限とすることとした。※その後、申請の１つに辞退の申し出あり。
✤提案事業を審査するうえで、申請書の文字から見える事業と、団体からのプレゼンテーションを聞いたときに見える事業は異なるものだった。審査員からは、事業の連携性、発展の可能性などの質疑があり、発表団体としても、事業の方向性の再確認する機会となった。

（4）事業実施（６月中旬～２月末）

・各団体において事業実施。

【成果検証】

✤事業実施中には、広報たはら、市民活動支援センター発行の「市民活動だより」等で補助事業のＰＲを行った。

（5）補助制度の見直し（H21.10）

・第７回協働会議において、委員・採択団体からの提案を受け、平成２２年度の制度の見直しを行った。

【成果検証】

✤委員・採択団体からの意見・提案等と補助金見直しガイドラインとの整合性を考慮しつつ検討し、初期活動団体への補助（別制度）の検討、事業開始時期の変更などを行った。

（6）事業成果報告会（H22.3.37）

・各団体から事業実績、成果、今後の事業展開などを７分間以内で報告。
・会場からの質疑３分　　※一団体当り１０分以内で発表

【成果検証】

✤公開審査会における事業概要、活動の広がりなどの発表も大切だが、実際に活動を行ったうえでの成果報告に重点をおき、市民の皆さんに活動を理解していただく機会として設定した。
✤団体からの報告時間をもう少し長く取りたかったが、アンケート結果によると、発表時間は適当だったという意見が殆どであった。
✤会場から多くの質問があり、活発な意見交換がされた。報告会に参加して、他団体の活動を知る機会となり有意義な時間を過ごすことができたというコメントも多かった。

（7）実績報告（事業完了から２０日以内）

・事業実績報告の提出

【事務処理】

✤各団体から提出された実績報告書において、書類が整理されていないケースや、支払証拠書類の不備（支払明細の記載なし）、補助対象外経費の計上など、多くの報告書に見受けられた。
✤公金として支出する以上、最低限の支出根拠・明細資料は必要不可欠であることを応募団体に理解をいただき補助金の額を確定した。

３．課題・展望等

■期　　待

✤補助制度の１年のサイクルを終え、制度を活用した団体の活動にどのような変化があったのか。本制度の狙いである市民活動団体が提案する公益活動分野で、活動の自立を促し、目的を達成するためのきっかけになったことを期待したい。
✤この制度では、同一事業で３回まで補助金の交付を受けることが可能となっているが、制度を利用して事業を行った経験により、２回目以降は、発展した提案を期待している。

■課　　題

✤制度開始の年として、各団体から様々な意見をいただきながら、翌年度の制度運用の参考とした。補助率、事業の実施期間、初期活動団体への補助制度等、協働会議にも諮りながら検討したが、市民活動団体等が利用しやすい制度を目指す一方で、市の他制度との整合性を図る必要があり、すべての意見・提案を反映させることはできなかった。

■展　　望

✤この制度は、補助対象として３年間を経過した後は、市が支援していくべき事業は、関係課で補助制度を創設するといった性格の事業である。この制度で各種の市民公益活動の必要性と成果を示しながら、各課施策において常設型の補助制度創設へと展開したい。
✤平成２１年度は、地域コミュニティ関係団体からの提案がなかったが、今後、利用しやすい制度を目指すとともに、更なるＰＲに努め、「田原市の市民協働まちづくり事業補助金」制度により、市内の市民公益活動の促進と、協働によるまちづくりの推進を図りたい。

平成 21 年度まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定	確定額
環境ボランティアサークル亀の子隊	西の浜クリーンアップ活動・海の環境を学ぶ会	西の浜の清掃活動、海の自然を学ぶための「海の環境を学ぶ会」の実施	200,000 円	200,000 円	200,000 円
エコウインドネット	「エコの風おこそうかい！」事業	汐川・清谷川の清掃活動、エコの竹ドームを活用したエコ啓発活動	157,000 円	154,000 円	141,000 円
「共生のまち」田原市を考える会	「共生のまち」田原を考えるフォーラム	障害のある方も無い方も同じ田原市民として共生していくまちを築くためのフォーラムの開催	151,000 円	151,000 円	119,000 円
あつみNPOネットーワーク	「あつみNPOの集い　2010」	地域社会を担う子どもたちに NPO・ボランティア活動の紹介、参加のきっかけ作りとする講演会、活動発表等の開催	200,000 円	198,000 円	187,000 円
NPO 法人渥美虹の会	障害児者福祉啓発事業	市民に障害のある人への理解を深めることを目的に和太鼓の演奏会を提供	105,000 円	105,000 円	105,000 円
NPO 法人ゆずりは学園	手づくりイスで街づくり	間伐材を利用したイスを作成。市民の交流の場に提供	200,000 円	200,000 円	200,000 円
女性会議WIT　ウイット	～市民のライフアップセミナー～ 「女性のさまざまに発信が、互いを尊重し会える社会の実現に向かって」	各分野で活躍している女性、女性問題、人権問題等に取組んでいる方々を囲んでの講座の開催	160,000 円	160,000 円	160,000 円
福江クリーンアップクラブ	福江地区クリーン大作戦	福江地区国道259号線沿いの清掃活動、花壇の手入れ	47,000 円	47,000 円	42,000 円
たらめ会	「たはら里山の旅・大山編」の編集・発刊	あまり知られていなかった奥渥美里山の自然を調査。大山、雨乞山周辺のハイキングガイドブックの発刊	200,000 円	200,000 円	200,000 円
NPO 法人うたた	「アトリエ―カーグ」	障がい者の余暇支援として絵画指導等を開催	97,000 円	73,000 円	71,000 円
NPO 法人渥美半島ハイキングクラブ	「雨乞山タコウド展望クリーンハイキング　春」	三河湾国定公園を横断するハイキングコースで、自然観察やゴミ拾いを通して自然保護意識の高揚を図るハイキングを実施	60,000 円	60,000 円	60,000 円
「アートコラボ・芸術は君のもの！」実行委員会	「アートコラボ・芸術は君のもの！」	絵本画家を招いた読み聞かせ、トークショー、ワークショップの開催	160,000 円	辞退	辞退
合　計			1,737,000 円	1,548,000 円	1,485,000 円

資料６

田原市の市民協働まちづくり事業補助金

【平成22年度】

《 応 募 の 手 引 き 》

応募期間
平成22年3月1日 ～ 4月 9日(金)必着

田原市市民環境部市民協働課

田原市の市民協働まちづくり事業補助金とは

市は、市民の連帯強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図ることを目的に、田原市市民協働まちづくり条例（平成２０年３月２６日条例第１号）第１９条の規定に基づき、田原市市民協働まちづくり基金を設置しています。

「田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度（素案)」は、市民活動団体が提案するこれまで支援されていない公益活動分野で、その活動の自立を促し、目的を達成するため、市民活動団体が実施する事業に対して、基金の運用から生ずる収益及び一般寄付の積立額の範囲内において、必要経費の一部を補助するものです。

1 対象となる事業及び事業の分野

・対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

（１）市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業

（２）事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

・対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

（対象１７分野）

１　健康、医療又は福祉の増進を図る事業

２　社会教育の推進を図る事業

３　まちづくりの推進を図る事業

４　学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業

５　環境の保全を図る事業

６　災害救援活動事業

７　地域安全活動事業

８　人権の擁護又は平和の推進を図る事業

９　国際協力の活動事業

１０　男女共同参画社会の形成の促進を図る事業

１１　子どもの健全育成を図る事業

１２　情報化社会の発展を図る事業

１３　科学技術の振興を図る事業

１４　経済活動の活性化を図る事業

１５　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業

１６　消費者の保護を図る事業

１７　各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の

活動事業

2 対象外となる事業

・対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。

（１）専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業

（２）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業

（３）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

（４）特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

（５）地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業

（６）公序良俗に反する事業

（７）特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

（８）他の制度から補助金等の交付を受ける事業

（９）交付決定時において事業を着手している事業

（10）平成 23 年 2 月末までに完了しない事業

（11）過去に３回、本補助金の交付を受けている事業

（12）その他、田原市が補助をすることが不適当と認められる事業

3 応募団体の要件

・応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

（１）５人以上で構成されている団体　※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）

（２）市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体

（３）申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体

（４）適切な会計処理がなされている団体

（５）公開審査（４月）及び事業報告会（3 月）に出席できる団体

4 応募できない団体

・応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募することができません。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

（２）無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受け

ている団体又はその構成員の統制下にある団体

（３）政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体

（４）公序良俗に反する団体

（５）過去５年間、同じ構成員で３回本補助を受けている団体、または、補助事業の不執行により取消し等の処分を受けた団体

５ 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

・以下の表のとおりです。なお、事業実施団体が支出したことを明確に確認する必要があります。（日付や領収書の宛名が明確になっている等）

対象経費の項目	対象となる例	対象とならない例
人件費	事業の開催のために臨時に必要となる専門家（相談、指導など）及び会員以外の人員への賃金	団体の構成員に対する人件費や謝礼
報償費	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等 団体会員への謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食糧費	外部講師の食事代 会議等の茶菓子代	団体構成員への食事代
需用費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の材料費、印刷製本費等
役務費	切手代や宅配便料等の通信運搬費、事業の開催時にかける損害保険料等	対象事業以外の役務費、火災保険、地震保険、車両にかかる保険、事業開催時に参加者等が任意でかける保険料
委託料	団体構成員で行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託経費
使用料及び賃借料	事業のための会場等の使用料、事業実施にあたり必要な機材の借上料	補助対象事業以外の使用料
備品購入費	もっぱら対象事業に使用する３万以下の備品購入費	車両及び補助対象事業以外の備品購入費
その他経費	その他市長が必要と認める経費	用地取得経費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費

6 補助金の交付額及び交付回数の限度等

・補助金の交付額は、予算の範囲内で交付します。

（１）補助対象経費が４０万円以下の場合・・・補助対象経費の２分の１
補助対象経費が４０万円を超える場合・・２０万円
ただし、補助対象活動によって得た収入と補助金交付予定額の合計が、補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付予定額から減額します。

（２）補助金の交付額は、１，０００円未満を切り捨てた額とします。

（３）補助金は、単年度ごとの事業費に対して交付します。

（４）複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長３回までとなります。ただし、複数年にまたがる事業は、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限ります。したがって、次年度も同一事業を申請する場合は、単年度ごとの申請に基づく審査により決定します。

7 選考方法

・提出された申請書の書類審査と公開審査会による審査基準に基づく審査を行い、その審査結果を最大限尊重し、審査点数（５０点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で市が決定します。なお、一定の点数が得られない場合、採択されない場合があります。

（１）書類審査

・市において、応募事業の補助対象事業の適否、応募団体資格の有無及び添付書類の確認をする審査です。

（２）公開審査

・書類審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを参考に市民協働まちづくり会議から選出する５名の審査会委員による所定の審査基準に基づいた審査です。
・公開審査の審査基準は、公益性、必要性、連携性、先駆性、事業費の妥当性、発展の可能性、実現の可能性、自立継続性の８項目が審査基準となります。
・審査点数（５０点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で補助します。
・公益性及び必要性の点数については、評価点を２倍して計算します。
・公益性及び必要性の項目が、審査員の一人でも０点を付けた場合、他の項目で高い点を得ていても補助対象とはしません。
・審査の参考として、既存の補助制度との関係や市の施策との適合の有無など市の関係部署の意見を添付します。

（審査点数）

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として、特に適している	補助対象として、適している	補助対象として、普通である	補助対象として、劣るところもあるが一応可である	補助対象として、疑問がある	補助対象とすべきでない

（注）公益性及び必要性の審査点数は、２倍にして計算します。

（公開審査基準）

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	・ 地域振興に寄与する活動か ・ 社会に貢献する活動か	１０点
必要性	・ 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか（どういった課題のために、誰のために） ・ 社会情勢に応じてニーズは高いか ・ この補助制度で支援すべきか	１０点
連携性	・ 市民の連帯強化を図れるか ・ 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体との連携があるか	５点
先駆性	・ 市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるかどうか ・ 既に市の事業として実施していないか	５点
事業費の妥当性	事業費積算の妥当性 ・ 積算の精度（申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か） ・ 費用対効果（事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか）	５点
発展の可能性	・ 市民公益活動を促進するか ・ 今後の成果の広がりが期待できる活動か ・ 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか	５点
実現の可能性	・ 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか（あいまいな点、決まっていない事が多くないか）	５点
自立継続性	・ 自己資金調達の努力をしているか（寄付、協賛金呼びかけなどの努力及び参加費など受益者負担の妥当性） ・ 自立に向けた事業の継続性があるか	５点

8 活動成果の報告会

・事業終了後、実績報告書の提出のほかに、公開により開催する事業報告会（３月上旬）を開催しますので、活動の成果を公表していただきます。なお、年度途中に中間報告をお願いする場合があります。

9 その他

・関係書類の整備、必要な指示、検査等その他補助金に関する事項は、田原市補助金交付要綱によるものとします。

・補助金の交付は、翌３月に行なう成果報告会を経た後となります。なお、早い段階で事業が完了した団体で実績報告が提出され、適正であった場合、速やかに交付することとします。

公募～事業化～事業評価の流れ

１　補助金事業認定申請書の提出（３月１日から４月９日まで）

２　制度説明会（平成２２年３月６日）

３　書類審査結果の通知（市から通知）（４月中旬）

４　公開プレゼンテーションによる審査（４月２９日）…（審査会委員）

５　審査結果の通知（市から通知）（５月上旬）

６　交付申請書の提出（採択された場合の本申請）（５月上旬～中旬）

７　交付決定の通知（５月中旬）

８　事業の実施（交付決定の日から翌年２月末まで）

９　（変更の場合）変更承認等申請、変更承認等の決定

10　実績報告書の提出（事業完了後 20 日以内）

11　事業報告会（３月中）

12　交付の確定の通知（３月下旬）

13　交付請求書の提出（３月下旬）

14　補助金の振込み（４月下旬まで）

《申込み・問合せ先》

田原市　市民環境部　市民協働課
田原市田原町南番場30番地1　市役所南庁舎2F
ＴＥＬ　0531－23－3504
ＦＡＸ　0531－23－0180
Email：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

※申し込みは、直接持参を基本としますが、メール、郵送、ファクシミリ可とします。この場合、市民協働課が申請を受付けた時点で、受領確認の連絡を入れさせていただきます。連絡先等を明記していただき、受領の確認がない場合は、申請者から市民協働課まで問合せください。

資料．７

市民協働まちづくり事業補助制度の状況

１．補助制度のＰＲ及び説明会の状況

（１）ＰＲ活動

○　２月７日あつみNPOの集いにおいて、補助制度を紹介。
○　２月15日から田原市のホームページ及び広報たはら支援センターのページに掲載。
○　３月３日開催の「第３回しみんのひろば」反省会において、制度説明会を開催した。

（２）説明会

○　平成２２年３月６日（土）19:00～20:00　田原文化会館201会議室

２．応募状況及び書類審査

（１）応募状況

○　末尾添付の資料参照

（２）書類審査の状況

○　市民協働まちづくり事業補助金募集要綱への適合判断実施中。

（３）関係課による施策への適合確認

○　提案事業に関係する課に対して、「市の施策と合致の有無」、「助成（補助重複）の確認」、「所管課における補助制度創設予定の有無」について確認準備中。

３．公開審査の進め方

（１）審査員の選任

○　第５回会議において、審査員については、協働会議から５人を選出。「会長」、「市議会」、「市職員」の３名は決定している。残る２名は、当該年度の補助申請の関係者を除く委員より選出することになっている。審査員の選任は会長推薦となっている。

○　審査員　【　会　長　】【彦坂雄三委員】【杉浦拡委員】【　　】【　　】

（２）公開審査会

○　平成２２年４月２９日（祝・木）14:00～16:00　　田原福祉センター大会議室

○　各応募団体　説明５分（時間厳守）、審査員からの質疑５分　計１０分以内

（３）審査方法

○　審査基準（８項目）のうち「公益性」又は「必要性」に０点をつけた審査員が１人でもいた場合、不採用となる。
※　審査方法の打合せ：審査会当日　午後１時００分～

○　交付団体の採択は、審査委員の審査結果を最大限尊重し、審査点数の平均点が高い団体から予算の範囲内（平成２２年度は２００万円）で、市が決定します。

平成 22 年度市民協働まちづくり事業補助金応募団体一覧表

No.	団　体　名	代表者名	事　　業　　名	事業概要	補助要望額
1	特定非営利活動法人うたた	中根　昌子	『あっちこっち de　アトリエ・カーグ展』	障がいの有無を問わない、アトリエーカーグでの創作の現場で、互いに影響しあい生まれる絵や作品等を、沢山の方が見て頂ける美術館等で展示する。	114,000 円
2	里山保全山遊里	本多　稔	みんなで楽しみ未来へつなぐ里山保全活動	地域の里山保全活動として、地元自治会と連携して、間伐、植樹、散策路整備に取り組むとともに、間伐材による長椅子等を製作・公園等へ設置、樹名版設置、きのこ菌打ちなど、里山に親しめる環境づくり、活動を展開する。	105,000 円
3	環境ボランティアサークル　亀の子隊	鈴木　吉春	きれいな海を守る心を育て、思いを広げる環境プログラム	体験的学習「海の環境を学ぶ会」、クリーンアップ活動「西の浜クリーンアップ活動」、いろいろなところでの「活動発表」、思いを広げるための「広報活動」など、「きれいな海を守りたいという心を広げる」ための活動	200,000 円
4	特定非営利活動法人渥美虹の会	北原　初代	福祉啓発事業	和太鼓を通して、親子で発表をすることで、障害児・者の自信につながり、生き生きと暮らすことを目指す。障害の有無にかかわらず、参加者募集のチラシを作成、各種団体へ広報活動を行う。	130,000 円
5	地域自給プロジェクト	永田　雅信	地域自給プロジェクト	サトウキビ栽培から黒砂糖作り体験作りイベントの開催。遊休農地の活用、砂糖の搾りかすは肥料へ。昔の知恵を現代に生かし、次世代に繋げ「暮らしの豊かさの実感」体験する。パンフレットの作成	75,000 円
6	あつみＮＰＯネットーワーク	森下　静子	「NPO 人材育成事業」	地域づくりを担う人材育成事業。地域でNPO活動を行っている人から、中学生、高校生、一般市民を巻き込んだセミナー、座談会、ワークショップ、講演会の開催。	200,000 円
7	「共生のまち」田原市を考える会	野口　雅由	第２回「共生のまち」田原を考える会フォーラム	障害のある方の抱える問題、田原市での問題、障害の理解、今後の対応など、基調講演やシンポジウムを行い、わかりやすく前向きなフォーラムを開催。	151,000 円
8	特定非営利活動法人たはら広場	平野　晴康	シェアスタート研究講座 ～大阪府の研究報告と日本での広がり～	「シュアスタート」の原点を踏まえ、日本各地で広がっている子育て支援の新しい潮流の研究会を保健師、保育士、市民を対象に開催。地域色を踏まえた未来の展望につなげる。	88,000 円
9	たっぷくヘルパーボランティア	酒井　修	認知症サポート講習会地域開催ツアー	各中学校、コミュニティにて、出張講習会（やわらかく「認知症を知ろう）を開催。認知症を知り、高齢化地域性を明確とし、自らの地域を考える機会をつくる。各校区総代、民生委員、自治会へ協力を依頼	100,000 円
10	特定非営利活動法人渥美半島ハイキングクラブ	鈴木　一敏	里山保全・ハイキング・自然観察・ゴミ拾い in【あつみトレイル】	三河湾国定公園を横断するハイキングコースで、自然観察やゴミ拾いを通して参加者等の自然保護意識の高揚を図る。ハイキングの健康増進効果や敢行事業として期待する。	60,000 円
					1,223,000 円

資料８

新規団体・人材養成活動支援制度（案）

１．目的

市民公益活動に参加する市民の裾野を拡大するとともに、活動を担っている市民の知識・技能の向上を図り、市民参加・担い手づくりを促進します。

２．事業概要

Ａ 新規団体活動補助金

○ 市民が仲間を集って新たに始めようとする活動の経費を支援します。

○ 市民協働まちづくり事業補助金との関係から、少額経費（事務用品・会議・ＰＲ経費などを想定）を対象とし、全額補助します。

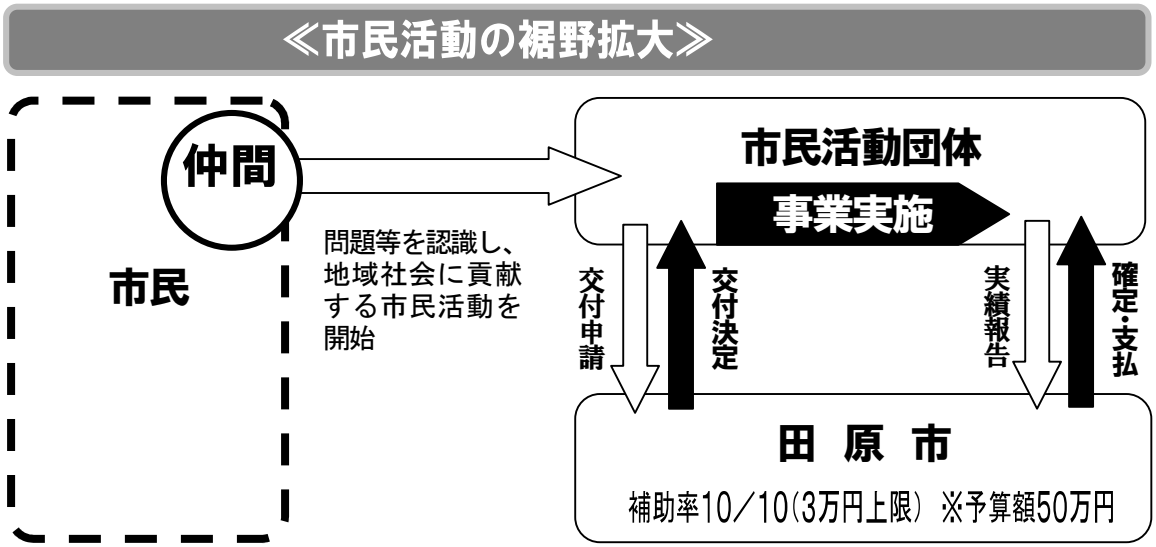

Ｂ 人材養成活動補助金

○ 市民活動団体の活動を担う人材の技術等養成経費を支援します。

○ 団体会員が、知識・手法等を習得する講習等の受講経費を対象とし、一部補助します。

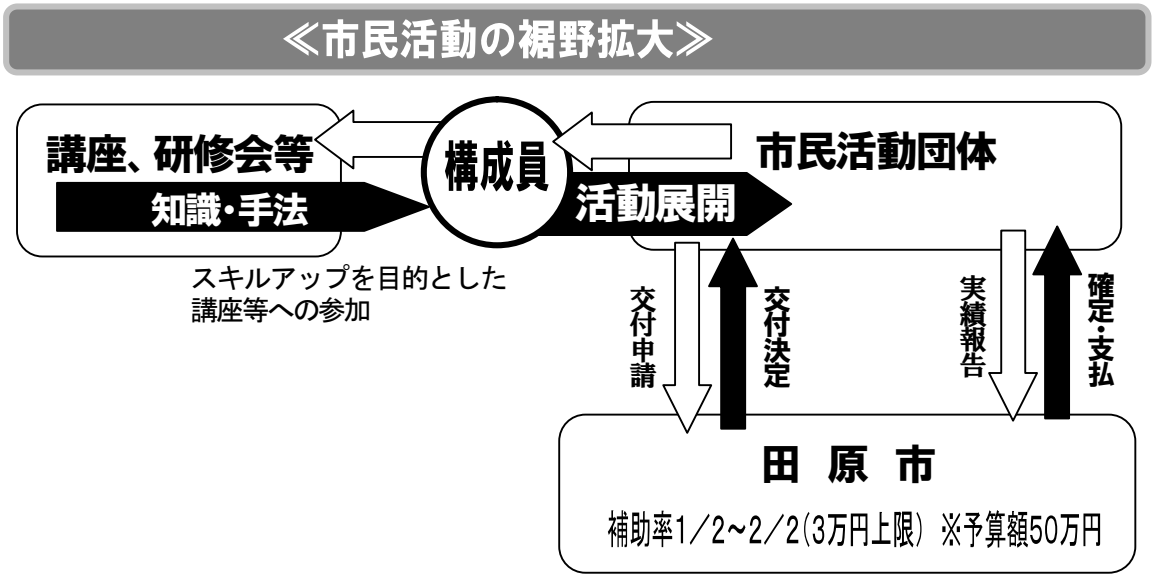

３．各補助制度の内容

A 新規団体活動補助金

（1）対象事業

○ 市内で実施する事業または市民に対して実施される事業で、事業の分野は特定非営利活動促進法に規定される１７分野とします。

○ 開始の１４日前までに申請され、平成２３年２月末までに完了する事業とします。

（2）対象外の事業

○ 利益追求を目的とした事業、特定の市民・団体のみが利益を受ける事業など、市民協働まちづくり事業補助金と同様に対象外とします。

（3）応募団体の要件

○ 市民公益活動を行おうとする団体で、次のすべての要件に該当する必要があります。

① ５人以上で構成されている団体

② 平成２１年４月以降に設立した市民活動団体　**※その年度に満２年に満たない団体**

③ 過去に本制度の補助金を受けていない団体

④ 市民協働まちづくり事業補助制度の補助金を受けていない団体

○ 暴力団体などについては、市民協働まちづくり事業補助金と同様の取扱いとします。

（4）申請書類

○ 補助金申請書（企画書)、団体概要・事業計画書、収支予算書

（5）対象経費

項　　目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
人　件　費	事業開催のために臨時に必要となる会員以外の人員への賃金	団体構成員に対する人件費や謝礼
報　償　費	講師、専門家、出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等、団体会員への謝礼金
旅　　費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食　糧　費	外部講師の食事代、会議等の茶菓子代	団体構成員への食事代
需　用　費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の需要費 **１万円以上の物品**
役　務　費	切手代や宅配便等の通信運搬費、事業開催時にかける損害保険料等	対象事業以外の役務費
委　託　料	団体構成員では行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託費用
使用料・賃借料	対象事業のための会場等使用料、機材の借上料	対象事業以外の使用料
備品購入費		
その他経費	その他市長が認める経費	その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費

（６）交付額・受付

○ 補助金の交付額は予算（平成２２年度：５０万円）の範囲内で先着順に交付します。

【補助金額】　１事業につき上限３万円　補助率１０/１０　※１団体１回限り

○ 応募受付は、募集開始日（６月上旬予定）から翌年の１月末まで随時行います。

※２月末までに事業完了

（７）選考方法

○ 団体から提出された申請書（企画書）等の書類審査により決定します。

≪審査手順≫

①対象事業であるか、団体要件は整っているかなどの申請要件を確認します。

②次に、市役所関係課で、既存補助制度の有無、市の施策との適合性など確認します。

③以上の確認の後、事業予算（対象経費）等が本制度に適合すると認める場合は、補助対象事業として交付決定します。

※申請書受付から、交付決定まで約２週間を予定します。

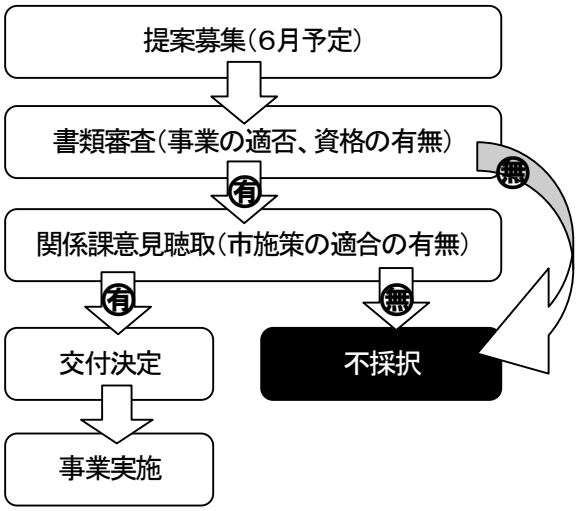

（８）実績報告・支払い

○ 事業完了後、２０日以内に実績報告書（事業内容・支出明細・証拠書類を含む）を提出して頂きます。

○ 市民協働まちづくり事業補助金と併せて、補助事業の概要を報告しますので、報告会には必ず出席して頂きます。

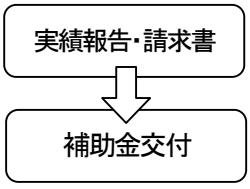

○ 補助金は、実績報告書の検収を終え、請求書を受理した後、速やかに交付します。

◇この制度のポイント◇

✤本補助金は、活動初期の支援であり、他の補助制度とのバランスを見て、少額ながら全額補助し、市民活動を始めるきっかけづくりとなることを期待するものです。

✤審査手続きを簡素化（市の関係課で一定要件を満たしていることを確認）し、年間を通じて交付決定できるようにし、市民活動の立ち上げを応援できるようにしました。

B 人材養成活動補助金

（1）対象の活動

○ 専門知識・手法等を習得する講座・研修会等（以下、「講座等」）で、市民公益活動の推進に有効であると市が認めるもので、次の条件に適合するものを対象とします。
① 平成２２年度内に受講を完了できる講座等
② 所属する市民活動団体の活動に直接反映できる講座等

○ 開始の１４日前までに申請され、平成２３年２月末までに終了の講座等とします。
※特別な事情がある場合、３月中の講座も可能とする（実績報告は３月末期限）。

（2）対象外の活動

○ 次の活動は対象外とします。
① 利益追及を目的とした資格取得のための講座等
② 受講者個人のみが利益を受けることが想定される講座等
③ 直接的に所属する団体の市民公益活動への反映が期待できない講座等
④ 市の他の制度で支援が受けられる講座等

（3）応募の要件

○ 応募資格は、平成２２年４月１日現在で田原市内の市民活動団体に所属している者とし、団体（代表者）が申請します。 **※５人以上で構成する団体**

○ 講座等の受講後に、市民活動団体の設立または加入が確実な場合に限り、個人の申請を可能とします。

○ 暴力団体などについては、市民協働まちづくり事業補助金と同様の取扱いとします。

（4）申請書類

○ 補助金申請書、団体概要書、講座等受講計画・予定経費明細書、活動成果活用計画書

（5）対象経費

○ 補助対象となる経費とその補助率は、次のとおりです。

経費区分	対象となる経費とその補助率	
旅　　費	◆講座等の受講に要する旅費にかかる交通費（公共交通機関に限る）、宿泊費等 ◆田原市職員等の旅費に関する条例及び規則に準じて算出する交通費、宿泊費等（日当を除く）の額とする。	
	補助率	**・講座等の受講に要する交通費のうち４，０００円までの実費は全額補助とし、４，０００円を超える費用は補助率１/２とする。** **・宿泊費は、講座等を受講するに必要不可欠な場合に限り補助対象とするが、補助率１/２（補助額６，０００円上限）とする。**
需用費・負担金	◆講座等の受講に直接必要なテキスト代等、講座受講料は実費額とする。 ※昼食代、懇親会等の飲食代は対象外とする。	
	補助率	**・講座等の受講料（開催要領等記載）は、３，０００円までの実費は全額補助とし、３，０００円を超える費用は補助率１/２とする。**
その他経費	◆講座等の受講に不可欠なその他経費で、特に市長が認めるものは経費額とする。	
	補助率	**・その他の経費で、特に市長が認める経費は全額補助する。**

（６）交付額・交付等

○ 補助金の交付額は予算（平成２２年度：５０万円）の範囲内で先着順に交付します。

【補助金額】　１事業につき上限３万円　補助率（５）表のとおり

【交付回数】　１団体あたり年間２名以内、１人１回
※連続講座で全講座受講が条件のものは、全講座受講で１回とする。
※同一講座への参加は、同一団体から１人のみとする。

（７）選考方法

○ 団体より提出された申請書（企画書）等の書類審査により決定します。

≪審査手順≫

①対象の活動であるか、応募は整っているかなどの申請要件を確認します。

②次に、市役所関係課で、他の支援制度の適応等を確認します。

③以上の確認の後、事業予算（対象経費）等が本制度に適合すると認める場合は、補助対象事業として交付決定します。

※申請書受付から、交付決定まで約２週間を予定します。

（８）実績報告・支払い

○ 活動終了後（講座等受講後）、２０日以内に実績報告として、受講報告書（講座等内容・支出明細・証拠書類を含む）及び活動計画書を提出して頂きます。
※実績報告書及び活動計画書は、市のホームページなどで公開します。

○ 補助金は、実績報告書の検収を終え、請求書を受理した後、速やかに交付します。

◇この制度のポイント◇

✤本補助金は、団体活動を担っている構成員のスキルアップの支援であり、他の補助制度とのバランスを見て、旅費や受講料の一定額までを全額補助し、それを超える部分は補助率１／２で支援することにより、市民公益活動の進展を期待するものです。

✤審査手続きを簡素化（市の関係課で一定要件を満たしていることを確認）し、年間を通じて交付決定できるようにしました。

資料９

市民提案型の委託制度（案）

１．実施に向けての方針・現状の確認

市民提案型の協働事業（方法は市委託事業）の取組方針及び現状は、次のとおりです。
※第７回協働会議（資料５）の報告を一部修正

（１）取組方針

✤✤市民協働促進方針の「指針その２（２）」✤✤

「市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用などを明確にしながら実施して行く」とし、次の事業に取り組みます。

c　**特定業務の外部委託（市指定委託）**

d　**市民等からの提案による協働事業（外部委託）**

■補足説明

・委託事業　…　市の責任で実施すべき性質の市民サービス又は行政管理業務などを、専門性・コスト低減等の観点から市民活動団体等に依頼すること
・補助事業　…　市民活動団体等の責任で行う活動のうち、公益性が認められるものを支援すること

（２）委託事業の現状

委託事業には、専門性・コスト低減等の観点から外部発注に移行した業務のほか、一部には、市民の提案により委託実施しているものもあります。

○ 市の全体事業費２７２億５千万円（平成２２年度一般会計当初予算）のうち、市が直接実施する業務が３分の２、**外部発注業務が３分の１**を占めています。

○ 外部発注業務経費１０３億円の内訳は、工事３１億円、**委託３３億円**、補助金・負担金１５億円、繰出金・貸付金２４億円となっています。

○ さらに、委託３３億円（１，００１件）の内訳は次のとおりで、**運営管理や業務委託などにおいては、市民活動団体への委託**があります。

・管理委託	３０３件	５億８千万円	…	**施設指定管理**、**施設管理運営**、**清掃・環境整備**
・業務委託	３２０件	９億２千万円	…	事業運営、車両運行、**講座・イベント運営等**
・調査設計委託	６３件	２億１千万円	…	測量・設計・調査等
・保守点検委託	２３８件	２億４千万円	…	設備保守点検・検査等
・ごみ処理委託	４２件	９億５千万円	…	ごみ収集・処理等
・検診委託	３６件	４億円	…	検診・健診・診断等

○ 市各担当課に対する調査（平成２２年３月実施）では、委託業務のうち、市民活動団体等への委託可能と認識している事業は、合計で１億３千万円あります。

・管理運営委託のうち	約６千万円の業務	…	公園・その他施設維持管理・運営、清掃・除草等
・業務委託のうち	約３千万円の業務	…	イベント実施、結婚相談、集金等
・ごみ処理委託のうち	約４千万円の業務	…	分別処理、農業集落排水汚泥処理等

２．テーマ提示型の市民提案委託業務

（１）対象となる業務

各課で実施している業務のうち、市民活動団体等に委託することで、効果向上やコスト低減などが期待できる業務

（２）実施の手順

① 予算措置　　【前年度の予算編成】

・各担当課で市民活動団体等に委託することで成果向上が期待できるテーマについて、委託経費を予算計上（確保）します。

※平成２２年度は、市民協働課でモデル事業（委託費５０万円×２件）を予算計上しています。

② 提案募集　　【５月～６月】※平成 22 年度の募集は 6 月～7 月上旬とします。

・提案募集のテーマについて、条件等を示し、公募します。

※公募に関する情報提供等は、市民協働課で一括して行います。

※各担当課は必要に応じて、募集テーマに関する説明会を開催します。

③ 提案受理　　【５月～６月】※平成 22 年度の提出受理は 6 月～7 月上旬とします。

・公募テーマに即した活動ができる市民活動団体等から、実現手法・経費等を記載した提案書を受理します。

④ 提案内容の審査【７月】

・テーマ提示した担当課は、応募者から提案内容の説明を受け、次の点を審査し、協働候補者を選定します。

〔テーマへの適合、期待される効果、補助制度等との重複の有無、実現可能性など〕

・なお、複数提案者がある場合は、内容を審査した上で、協働候補者を選考します。

※予算の範囲内で、複数提案者を協働候補者とすることも考えられます。

⑤ 事業の協議　　【７月～８月】

・各担当課は、協働候補者と事業実施に向けて次の点を協議します。

〔事業内容、市民活動団体と市の役割分担、必要経費など〕

⑥ 契約の締結　　【７月以降】

・事業の協議により実施内容が確定したら、事業に着手する前に、市と協働者（協働候補者）は委託契約を締結します。

⑦ 事業の実施　　【７月～２月末】

・協働者は、委託契約に基づき事業を実施します。

⑧ 事業完了の確認

・市は、協働者が委託契約に基づき事業完了を確認します。

⑨ 委託費支払い

・市は、事業完了により契約額を支払いします。

※事業内容に応じて概算払い等を行います。

（３）市担当課の実施体制

① テーマの把握　【８月～９月】

・市民協働課は、市民活動団体等に公募する委託事業のテーマを把握します。
※個別に市民活動団体等に委託予定の事業を除きます。

② 予算要求　　【９月～１０月】

・各担当課で、それぞれが所管する翌年度の施策予算要求において、テーマ提示型委託事業の実施に必要な経費を盛り込みます。
※市民協働課は、テーマ提示型委託事業の一覧を作成し、政策的事業として補足説明します。

③ 予算調整・確定【１１月～３月】

・平成２３年度予算査定を経て委託事業の経費が盛り込まれます。
※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度への繰り延べなどの場合もあります。

④ 契約締結・実施【４月～翌年２月】

・予算額の範囲内で、委託契約を締結し、事業を実施します。

（４）モデル事業の実施

① 予算の確保

・平成２２年度の予算編成は、上記（３）の①テーマ把握・②予算要求が実施できなかったため、市民協働課でモデル事業実施経費１００万円を予算化しました。

② モデル事業の実施

・提案型委託事業の実施手順・問題点等を検証するため、平成２２年度にモデル事業を実施します。

③ モデル事業のテーマ

・４月下旬までに関係課と調整し、モデル事業のテーマを決定し、６月から公募を開始します。

≪案１≫　市民協働の情報交流を促進する事業
〔提案内容〕ホームページ制作、情報ネットワーク構築など
〔担 当 課〕市民協働課
〔予 算 額〕５０万円以内

≪案２≫　里山活動を促進する事業
〔提案内容〕里山保全活動の担い手の育成など
〔担 当 課〕街づくり推進課
〔予 算 額〕５０万円以内

④ 実施手順

・実施手順は、上記（２）の②提案募集から⑨委託費支払いのとおり実施します。
※事業期間は、平成２２年７月から平成２３年２月末とします。

３．自由テーマ型の市民提案委託業務

（１）対象となる業務

市民活動団体等が、市の施策を推進するための事業を提案し、効果・経費等を検討した上で、市からの委託事業として実施する。

（２）実施の手順

① 提案募集　　【６月～７月】

・こんなことをしたら市の施策が推進されるのではないかと考える提案を、事業実施できる市民活動団体から募集します。

※市が実施責任者となる「公益事業」を、市民活動団体の提案・実施で取り組むものです。
※事業費用は、委託契約に基づき市が負担します。
※募集説明会を６月上旬に開催します。

② 提案書の提出　【６月～７月】

・市民活動団体等は、事業テーマ・実現手法・経費等を記載した提案書を提出します。

③ 提案内容の審査【８月】

・提案事業のテーマに関係する担当課は、応募者から提案内容の説明を受け、次の点を審査し、『候補事業』を選定（可否決定）します。

〔市施策への適合、期待される効果、補助制度等との重複の有無、実現可能性など〕

④ 候補事業の協議【８月～９月】

・候補事業について、提案者と担当課で事業実施に向けて次の点を協議します。

〔事業内容、市民活動団体と市の役割分担、必要経費など〕

⑤ 予算措置　　【９月～翌年３月】

・担当課は、提案事業を実施するための概略設計・仕様書を作成しながら、事業経費を見積もり、施策の翌年度予算要求書に計上します。

※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度への繰り延べなどの場合もあります。

⑥ 契約の締結　　【翌年４月以降】

・事業の協議に基づく仕様書により、事業に着手する前に、市と提案者は委託契約を締結します。
・なお、事業経費が５０万円を超え、提案者以外の実施も可能と考えられる場合には、競争入札により契約書を締結します。

⑦ 事業の実施　　【翌年４月以降～翌々年２月末】

・契約者は、委託契約に基づき事業を実施します。

⑧ 事業完了の確認

・市は、契約者が委託契約に基づき事業完了を確認します。

⑨ 委託費支払い

・市は、事業完了により契約額を支払いします。

※事業内容に応じて概算払い等を行います。

（３）市担当課の実施体制

① 提案事業実施に向けての整理【８月～９月】

・候補事業に関係する各担当課は、提案者と事業内容・市民活動団体と市の役割分担・必要経費等を協議した上で、概略設計・仕様書を作成し、事業経費を積算します。

② 予算要求　　【９月～１０月】

・各担当課で、それぞれが所管する翌年度の施策予算要求において、市民提案型委託事業の実施に必要な経費を盛り込みます。

※市民協働課は、自由テーマ型委託事業の一覧を作成し、政策的事業として補足説明します。

③ 予算調整・確定【１１月～翌年３月】

・平成２３年度予算査定を経て委託事業の経費が盛り込まれます。

※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度への繰り延べなどの場合もあります。

④ 契約締結・実施【４月～翌年２月】

・予算額の範囲内で、委託契約を締結し、事業を実施します。

４．提案書類・審査内容

（１）提出書類

① テーマ提示型の市民提案委託業務の提案書

〔記載項目〕 ア）事業内容　イ）期待効果　ウ）事業日程　エ）事業費明細
オ）実施体制　オ）団体概要（組織目的、活動内容、構成員数、年間予算等）

② 自由テーマ型の市民提案委託業務の提案書

〔記載項目〕 ア）テーマ設定の背景　イ）市施策との整合　ウ）事業内容
エ）期待効果　オ）事業日程　カ）事業費明細　キ）実施体制
ク）団体概要（組織目的、活動内容、構成員数、年間予算等）

（２）審査内容

① テーマ提示型の市民提案委託業務の審査

〔記載項目〕 ア）提示テーマへの適合　イ）期待される期待効果の評価
ウ）補助制度等との重複の有無　エ）実現可能性の評価
オ）実施体制・実施能力の評価　カ）その他（法令適合等）
〔審査体制〕 テーマに関連する担当部課・市民協働課の職員など

② 自由テーマ型の市民提案委託業務の審査

〔記載項目〕 ア）提案テーマの評価　イ）市施策との整合
ウ）期待される期待効果の評価　ウ）補助制度等との重複の有無
エ）実現可能性の評価　オ）実施体制・実施能力の評価
カ）その他（法令適合等）
〔審査体制〕 テーマに関連する担当部課・市民協働課の職員など

〔１〕テーマ提示型の市民提案委託業務のスケジュール案

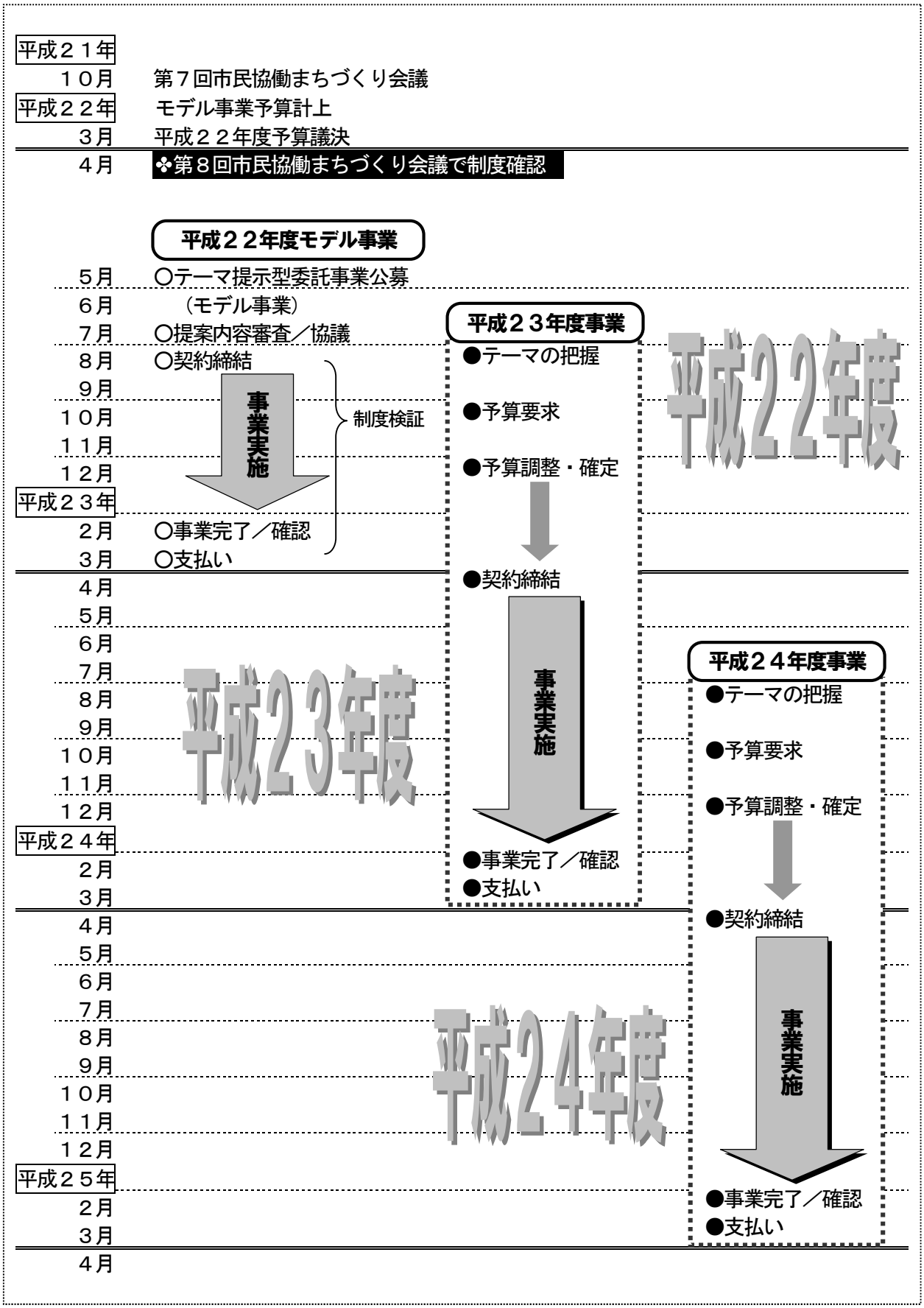
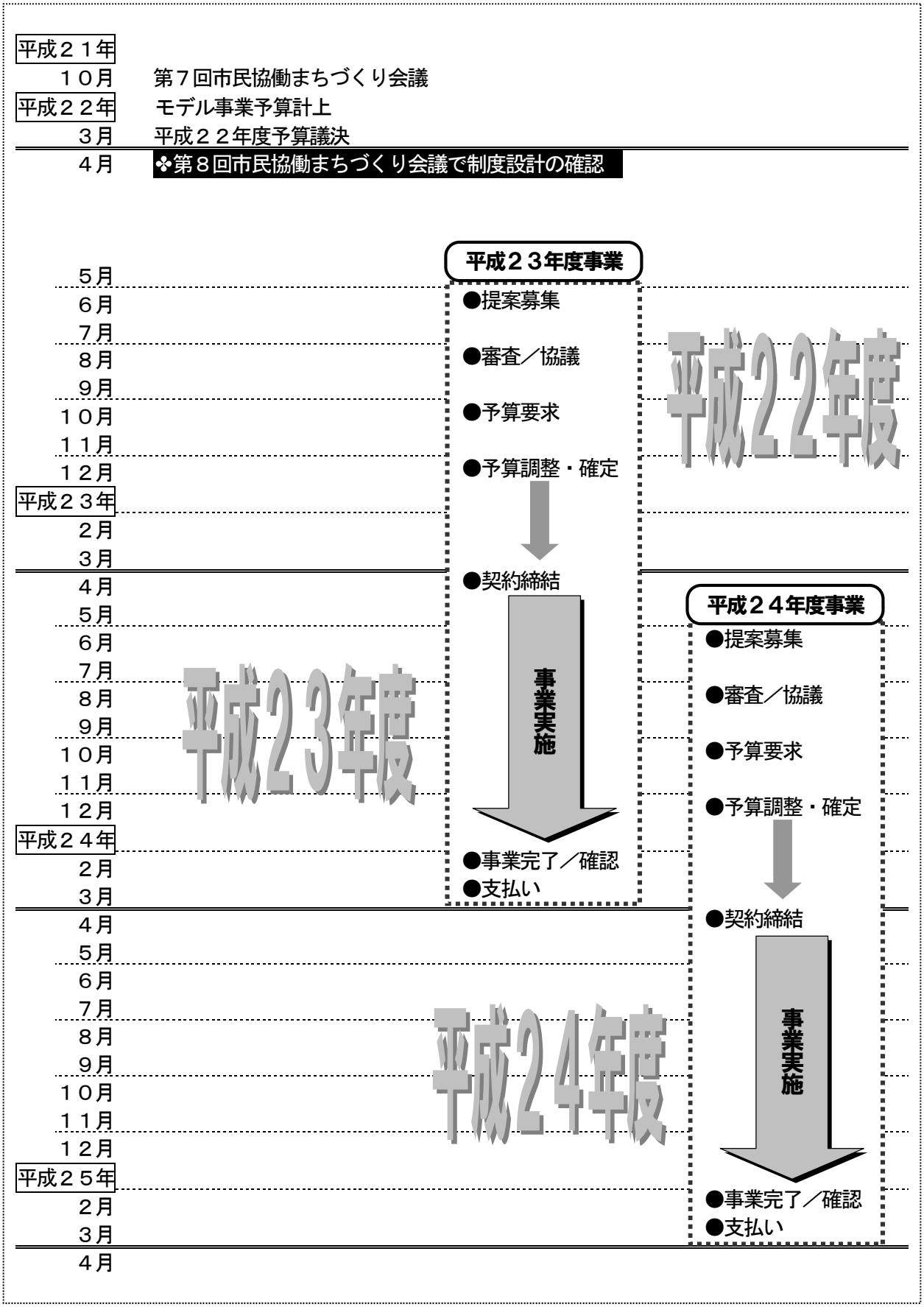
〔２〕自由テーマ型の市民提案委託業務のスケジュール案